

26 学部

平成 26 年度

履 修 便 覧

東京藝術大学音楽学部

この「履修便覧」は、平成26年度音楽学部入学者を対象に、修得単位・履修方法等、その規程を説明したものである。特に変更の指示のない限り、学生はこれに従い、履修計画を立て、卒業時まで大切に保管すること。

目 次

I.	授業及び単位	1
II.	卒業要件単位	2
III.	授業科目の区分	3
1.	授業科目の区分	3
2.	授業の種別区分	3
IV.	専門科目的授業内容、履修方法等	4
1.	オーケストラとチェンバーオーケストラ	4
2.	吹奏楽	5
3.	室内楽	5
4.	ソルフェージュ	6
5.	和声	9
6.	副科実技	9
7.	その他	12
V.	共通科目的授業内容、履修方法等	13
1.	教養科目	13
2.	外国語科目	16
3.	保健体育科目	18
VI.	その他の科目的授業内容、履修方法等	19
1.	留学生特別科目	19
2.	教職・教科に関する科目	19
3.	博物館学課程に関する科目	19
4.	交流科目	19
5.	美術学部開設科目	19
6.	言語・音声トレーニングセンター開設科目	19
7.	演奏芸術センター開設科目	19
8.	芸術情報センター開設科目	20
9.	保健管理センター開設科目	20
10.	他大学開設科目	20
VII.	各科（専攻）別教育課程（カリキュラム）	21
○	作曲科	21
○	声楽科	22
○	器楽科（ピアノ専攻）	23
○	〃（オルガン専攻）	24

○ 器楽科（弦楽専攻）	25
○ ツ（管打楽専攻<サクソフォーン及びユーフォニアム専修以外>）	26
○ ツ（管打楽専攻<サクソフォーン及びユーフォニアム専修>）	27
○ ツ（古楽専攻<チェンバロ専修>）	28
○ ツ（古楽専攻<チェンバロ専修以外>）	29
○ 指揮科	30
○ 邦楽科（三味線<長唄・常磐津・清元> 専攻）	31
○ ツ（長唄・常磐津・清元専攻）	32
○ ツ（邦楽囃子専攻）	33
○ ツ（日本舞踊専攻）	34
○ ツ（箏曲<山田流> 専攻）	35
○ ツ（箏曲<生田流> 専攻）	36
○ ツ（尺八専攻）	37
○ ツ（能楽専攻）	38
○ ツ（能楽囃子専攻）	39
○ ツ（雅楽<笙・簞篥・龍笛> 専攻）	40
○ 楽理科	41
○ 音楽環境創造科	42
VIII. 教職課程	43
IX. 博物館学課程	52
X. 履修登録	54
XI. 授業・試験関係	54
XII. 他大学等において修得した単位の認定	55
XIII. 学生生活	55
XIV. 音楽学部（大学院音楽研究科を含む）開設授業公欠の承認基準	60
XV. 東京藝術大学学則（抄）	61
XVI. 東京藝術大学音楽学部規則	68
XVII. 東京藝術大学音楽学部早期卒業内規	71
XVIII. 東京藝術大学音楽学部履修規程	72
XIX. 東京藝術大学音楽学部における演奏活動に關わる著作隣接権等の取扱要項	73

I. 授業及び単位

授業期間

本学の授業は、1年を前期（4～9月）・後期（10～3月）の2期に分け、通年（1年間）、半期（前期または後期の半年）、もしくは短期間の集中授業（原則として7、8、9、12月）によって行われる。

授業時間

本学の授業時間は、原則として2時間を1コマ（1時限）として設定されているが、個人指導による実技授業については各科（専攻）で定める。

授業時間割

本学の授業時間割は以下のように設定されている。

校地 \ 時限	I	II	III	IV	V	(VI)
上野校地	9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	(18:00～19:30)
千住校地	9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	

* 上野校地のVI時限は、授業実施上、V時限までに時間割設定ができない場合、臨時に設ける時間帯である。

単位

音楽学部では、東京藝術大学学則第80条に従い、1単位の授業科目は45時間の学修（授業時間外における学修時間を含む）を必要とする内容をもって構成するものとし、講義は15時間、演習は30時間、実験、実習、及び実技については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、個人指導による実技授業については、3.75時間の授業をもって1単位とし、卒業作品、卒業演奏、卒業論文、卒業制作の単位数は、各科（専攻）で定めたものとする。

授業の1コマごとの単位数は原則として以下のように設定されている（ただし、以下の各授業形態と実際の授業科目名とは一致しないことがある）。

講 義	4 単位（通年）、2 単位（半期）
外 国 語	2 単位（通年）
演 習	2 単位（通年）
実 験	2 単位（通年）
実 習	2 単位（通年）
実 技	1～8 単位（通年、半期）
個人指導による実技	コマ授業の枠外

なお、同一の授業科目は、特に指定のあるもの以外は、原則として再履修しても単位加算されないので、注意すること。

II. 卒業要件単位

音楽学部を卒業するためには、4年以上在学し、下表に示した最低単位数を修得しなければならない。履修に際しては、各自が履修便覧等をよく検討し、責任を持って計画を立て、必要な単位を修得すること。

科・専攻		専門科目		共通科目		合計
		必修科目	選択科目	教養科目	外国語科目	
作曲		70	30	16	8	124
声楽		64	28	16	16	124
器楽	ピアノ	92	8	16	8	124
	オルガン	86	14	16	8	124
	弦楽	90	10	16	8	124
	管打樂 Sx.Euph 専修以外	88	12	16	8	124
	Sx.Euph	72	28	16	8	124
	古楽	84	14	16	10	124
指揮		90	10	16	8	124
邦楽	三味線音楽	88	12	16	8	124
	邦楽囃子	88	12	16	8	124
	日本舞踊	80	20	16	8	124
	箏曲 山田流	88	12	16	8	124
	生田流	90	10	16	8	124
	尺八	80	20	16	8	124
	能楽	90	10	16	8	124
	能楽囃子	86	14	16	8	124
雅楽		74	26	16	8	124
樂理		62	24	24	14	124
音楽環境創造		56	44	12～16	8～12	124

※教養科目・外国語科目・選択科目は、各科（専攻）で必要としている最低単位数を示したものである。

詳細については、「教養科目」「外国語科目」の項及び各科・専攻別カリキュラムを参照すること。

III. 授業科目の区分

1. 授業科目的区分

- 履修の指定方法により、以下のように区分される。
- (1) 必修科目：必ず履修しなければならない科目
 - (2) 選択科目、教養科目及び外国語科目：指定された科目群の中から、定められた単位数を修得しなければならない科目
 - (3) 自由科目：上記2枠で履修した科目以外で、開設科目の中より任意に履修する科目（卒業要件単位には含まれない。）他科（専攻）の専門科目のように、原則として履修することができない科目も少なくないので、注意すること。

2. 授業の種別区分

- 授業の種別により、以下のように区分される。
- (1) 専門科目：各科（専攻）の専門課程の中心をなす授業とし、以下のように3種に大別される。
 - ① 履修が原則として当該の科（専攻）の学生に限られる専門科目
 - 専門実技科目（個人レッスン、演習、実習、理論）
 - 作曲科作曲理論関係科目、楽理科音楽学関係科目、音楽環境創造科プロジェクト一部の講義
 - その他：学内演奏
 - 卒業作品、卒業演奏、卒業論文、卒業制作
 - ② 複数の科（専攻）に関わる専門科目
 - オーケストラ（オーケストラ、チェンバーオーケストラ）
 - 吹奏楽
 - 室内楽
 - その他一部の実技、講義
 - ③ 全科（専攻）を対象とする専門科目
 - ソルフェージュ
 - 和声
 - 副科実技
 - (2) 共通科目：科（専攻）の別に関わりなく、学部内に共通に開設される科目。
 - 教養科目（一般教養科目及び専門基礎科目）
 - 外国語科目（言語・音声トレーニングセンター開設科目を含む）、国語（古文）
 - (3) その他
 - 留学生特別科目：外国人留学生のために開設される科目
 - 教職・教科に関する科目：教員免許状を取得するために必要な科目
 - 博物館学課程に関する科目：学芸員資格を取得するために必要な科目
 - 保健体育科目
 - 交流科目：音楽学部または美術学部開設科目で両学部生が履修できる科目
 - 美術学部開設科目：特に履修を認められた科目
 - 言語・音声トレーニングセンター開設科目
 - 演奏芸術センター開設科目
 - 芸術情報センター開設科目
 - 保健管理センター開設科目
 - 他大学開設科目：他大学との単位互換制度により特に履修を認められた科目（現在はお茶の水女子大学のみ）

IV. 専門科目の授業内容、履修方法等

授業は原則として週1回行われ（特に指定のない限り通年授業）、各科（専攻）のカリキュラムに従い、それぞれ必修科目、選択科目、あるいは自由科目の単位となる。

なお、専攻指定、学年指定により開講している授業が多いので、履修にあたっては注意すること。

- ・履修が当該の科（専攻）の学生に限られる専門科目→各科別教育課程を参照
- ・複数の科（専攻）に関わる専門科目→下記を参照

1. オーケストラとチェンバーオーケストラ

オーケストラ授業は弦楽及び管打楽専攻（サクソフォーン及びユーフォニアム専修を除く。）の学部2、3、4年次の学生を対象とした必修の授業である。

履修できるオーケストラは①大きな編成のオーケストラ（以下オーケストラ）と②チェンバーオーケストラ（弦楽専攻の学生）の2つがある。

弦楽専攻の学生は同年度に両方のオーケストラを履修することはできない。

それぞれのオーケストラの履修内容と履修方法は下記のとおりである。

① オーケストラ

オーケストラ授業は、学部の2～4年次の弦楽、管打楽専攻生（サクソフォーン及びユーフォニアム専修を除く。）を主体として編成され、古典から現代までのオーケストラ作品（管弦楽曲・協奏曲・オペラ等）を中心に学び、授業の成果を学内外で発表する。

授業科目	科目区分	年次	単位数
オーケストラ	必修	2年次	8
		3年次	8
		4年次	8

(1) 授業時間

原則として毎週火曜日のⅠ時限からⅡ時限、木曜日のⅣ時限からⅤ時限、及び特別に設定された時間。

② チェンバーオーケストラ

学部2、3、4年次の弦楽専攻の学生と大学院の弦楽及び室内楽専攻の学生によって編成される。

チェンバーオーケストラのためのレパートリーを中心に、指揮者のもとでの演奏と指揮者なしでの演奏の両方を研究し、その成果を学内外で発表する。

(1) 履修方法と注意事項

チェンバーオーケストラの弦楽器の編成は第1ヴァイオリン8名、第2ヴァイオリン6名、ヴィオラ5名、チェロ4名、コントラバス2名、計28名。

履修を希望する弦楽専攻の学生は毎年度履修登録を登録期間内（学事暦参照のこと）に提出する。

履修希望者が定員を超えた場合はオーディションを行い、各弦楽器の履修者を選抜する。

(2) 履修単位

弦楽専攻の学生は8単位取得

(3) 履修年限

チェンバーオーケストラを複数年履修することは可能であるが、弦楽専攻の学生は学部在学中に1年間は①オーケストラを履修すること。

2. 吹奏楽

学部2年生及び3年生の必修授業（サクソフォーン及びユーフォニアム専修生は学部1年生～4年生必修）として毎週水曜日のIV時限～V時限に合奏授業を行う。古典から現代までの吹奏楽のオリジナル作品、及び編成に応じて編曲された作品等を研究し、成果を発表する。吹奏楽演奏会、定期演奏会には学部4年（選択科目）、別科、大学院生も参加することが出来る。

3. 室内楽

○ クラス区分・履修方法等

授業科目 区分	単位数	履修年次	必修・選択・自由			
			弦楽	管打楽	ピアノ	古楽
室内楽I	2単位	1年次	必修	必修		
室内楽II	4単位	2年次～	選択	選択		
室内楽III	4単位	3年次～	選択	選択	選択	自由
室内楽IV	4単位	4年次	選択	選択	選択	自由
室内楽(Va持ち替え)※	2単位	2年次～	選択			

※ 室内楽(Va持ち替え)はヴァイオリン専攻学生がヴィオラに持ち替えて2グループ目を履修する場合の選択科目。

- (1) クラスを、室内楽I・II・III・IV・室内楽(Va持ち替え)に区分する。
- (2) Iはクラス授業、II・III・IV・室内楽(Va持ち替え)は原則としてグループごとの個別授業として行う。
- (3) 履修は、Iの単位取得者がII、IIの単位取得者がIIIというように、I→II→III→IVの順に行うこと。
- (4) 「室内楽I」は、弦楽・管打楽専攻学生の必修科目。
- (5) 「室内楽II」は、弦楽・管打楽専攻学生の選択科目。ただし、ハープ専攻学生には開講していないので、ハープ専攻学生はIを取得後、3年次からIIIを履修することができる。
- (6) 「室内楽III・IV」は、弦楽・管打楽専攻学生及びピアノ専攻学生の選択科目、古楽専攻学生の自由科目。ピアノ専攻・古楽専攻学生は、IIIから履修を開始すること。
- (7) 室内楽I以外の各室内楽科目は、毎年1月上～中旬（学事暦及び掲示等を参照のこと）に履修希望の申し込みを行ったうえで、4月に教務システム(G-net)による履修登録を行うこと。

○ グループ編成

(1) 編成の種類

- ① 弦楽専攻の室内楽IIは、弦楽三重奏(Vn, Va, Vc/2Vn, Va)、弦楽四重奏(Cbは例外)
- ② 弦楽専攻の室内楽IIIは、弦楽三重奏(Vn, Va, Vc/2Vn, Va)、弦楽四重奏、弦楽五重奏、弦楽六重奏、ピアノ三重奏、ピアノ四重奏、ピアノ五重奏(Cb, ハープは例外)
- ③ ピアノ専攻の室内楽IIIは、ピアノ三重奏、ピアノ四重奏、ピアノ五重奏(チェンバロは例外)
- ④ 管打楽専攻の室内楽II・IIIは、木管四重奏、木管五重奏、木管六重奏、木管八重奏(Sxは例外)、金管三重奏、金管四重奏、金管五重奏(Tb, Euph, Tuは例外)、金管八重奏、金管十重奏、打楽器合奏
- ⑤ 室内楽IVの編成は、IIIまでの編成に加えて、すべての楽器を三重奏から七重奏までの範囲で自由に組み合わせることができる。

(2) 編成方法

- ① グループ編成の際、室内楽II・III・IVのそれぞれ同じクラスの学生で組むことを原則とする。ただし、次の2つの条件の両方を満たしている場合には、他のクラスの学生とグループを組むことも可能である。

条件1：室内楽IIはIIIの学生、室内楽IIIはIIまたはIVの学生、室内楽IVはIIIの学生との組み合わせである

こと。

条件2：他のクラスの学生の占める人数が、その編成の半数以下であること。

(三重奏・四重奏は1人、五重奏・六重奏は2人、七重奏は3人まで)

② 履修は、学生1人につき1グループであるが、次の専攻学生は2グループまでの履修が可能である。

弦楽：VaとVcの専攻学生。Vn専攻学生がVaに持ちかえた場合。

管楽：FlとCl以外の専攻学生

* この場合、2グループを担当してもその学生の履修単位数は、1グループ担当の時と同じであるが、Vn専攻学生がVaに持ちかえて2グループを担当する場合には、卒業要件単位として2単位が加算される。

(選択科目「室内楽（Va持ち替え）」の単位として加算)

ただし、この単位加算が認められるのは、学部在学中1回のみである。

③ 編成したグループのメンバーは、その年度内は変わらないこととする。やむを得ない事情によりメンバーや編成の変更を認めることがあるが、そのような事情が生じた場合は、ただちに室内楽教員室に届け出ること。

○ 試験

(1) 学年末試験の課題曲及びその他の履修曲目は、いずれも指導担当教員と相談して決める。

(2) 試験は「芸大定期演奏会室内楽」のためのオーディションを兼ねて行われる。

また、通常の試験期間とは別の期間に行われる所以、注意すること。（詳細については、学事暦や年度初めに出る「室内楽授業について」を参照すること。）

4. ソルフェージュ

ソルフェージュの授業は、「基礎」から「展開」への課程を通して行われる。

基礎は、漸進的かつ一貫した内容の授業が行われる。

展開は、開設科目の内から1科目を選択して履修する。（8頁「ソルフェージュ展開」参照）。

音楽環境創造科を除く新入生は、第1回目の授業で行なわれる「新入生クラス分け試験」結果により受講クラスが決定されるので、必ずこの試験を受けること。欠席した場合、原則として当該年度の受講はできないので注意すること。

ソルフェージュ基礎・展開の他自由選択科目として「古楽ソルフェージュ」「現代音楽ソルフェージュ」「即興演奏ソルフェージュ」の3クラスが開講されている（8頁「その他のソルフェージュ」参照）。

各科別の履修区分については、7頁「(2)履修区分」の表を参照のこと。なお、邦楽科及び音楽環境創造科については、当該科所属学生のために開設するソルフェージュ科目が、別に設けられているので特に注意すること。

○ ソルフェージュ基礎

授業内容は、読譜、聴感覚、リズム感覚、表現能力の育成と理論からなる。

(1) 履修方法等

① 前期、及び後期の「基礎終了認定試験」結果により次の学期に於ける展開課程への進級を認める。

② 邦楽科学生のためのソルフェージュ

ア) 邦楽科学生のためのソルフェージュ（C-a）は入門基礎である。

イ) ソルフェージュ（C-b）を履修するにはC-aの単位を取得しなければならない。

(2) 履修区分

① 音楽環境創造科を除く全科

科・専攻	科目区分	授業科目	年 次	単位数		備 考
				前期	後期	
器楽科のピアノ及び管打楽専攻、邦楽科、音楽環境創造科を除く全科	必 修 (A)	ソルフェージュ基礎	1	2	2	うち、半期2単位、年4単位までを履修
		ソルフェージュ展開		2	2	
		ソルフェージュ基礎	2	2	2	うち、半期2単位、年4単位までを履修
		ソルフェージュ展開		2	2	
	選 択 (B)	ソルフェージュ基礎	3以上	2	2	うち、半期2単位、年4単位までを履修
		ソルフェージュ展開		2	2	
器楽科のピアノ及び管打楽専攻	必 修 (A)	ソルフェージュ基礎	1	2	2	うち、半期2単位、年4単位までを履修
		ソルフェージュ展開		2	2	
	選 択 (B)	ソルフェージュ基礎	2以上	2	2	うち、半期2単位、年4単位までを履修
		ソルフェージュ展開		2	2	
邦 樂 科	※	ソルフェージュC-a	1	2	2	
	選 択	ソルフェージュC-b	2		4	

※ 三味線音楽、尺八、箏曲専攻は必修、能楽（囃子を含む）専攻は選択

② 音楽環境創造科

科	授業科目	単位数 通 年	履修方法	
音楽環境創造科の教職希望者そのためのソルフェージュ	ソルフェージュ (音楽基礎演習A)	2	(i) 1年間にA、Bの両方、計4単位を履修。 (ii) 2年間で計4単位を履修。2年目は1年目の履修にかかわらずA・Bどちらを履修してもよい。	
	ソルフェージュ (音楽基礎演習B)			

※ (i)、(ii)のいずれかの履修方法で、計4単位を履修すること。

※ 音楽環境創造科の教職課程履修希望者は、学科の教職担当教員の面接を受け、その指導に従うこと。

(3) 教員免許の取得に関する注意事項

邦楽専攻の学生が教員免許の取得を希望する場合にはC-bの4単位を取得しなければならない。

音楽環境創造科の学生が教員免許の取得を希望する場合にはソルフェージュ（音楽基礎演習A）またはソルフェージュ（音楽基礎演習B）を取得しなければならない。

○ ソルフェージュ展開

ソルフェージュ基礎で修得した音楽の基礎能力をより高度に展開させる。

(1) 履修方法等

- ① 4月の教務システム（G-net）による履修登録とは別に、事前にソルフェージュ研究室に履修申込を行う必要がある。履修申込期間については、その都度掲示するので注意すること。履修申込受付期間終了後の申込は一切受け付けない。
- ② 内容は年度により多少異なることがある。
- ③ 履修科目的選択はクラス編成の都合上、希望通りにならないことがある。
- ④ 授業開始後、担当教員が学生の履修を不適当と認めた場合には、他のクラスへの移行を助言することがある。

開設科目一覧

科目	時限	授業内容
応用ソルフェージュ	月・木 I 月・木 II	より高度、かつ汎用なソルフェージュ（各クラス内の専攻によつては下記の内容を含む場合がある）
器楽ソルフェージュ	月・木 I 月・木 II	楽器によるソルフェージュ（楽器による聴音、初見奏等）
声楽ソルフェージュ	月・木 I	視唱を中心としたソルフェージュ（音程の習得、言葉のリズム等）
ピアノ伴奏ソルフェージュ	月・木 II	ピアノ視奏法を中心としたソルフェージュ（ピアノ伴奏を含む初見視奏、スコアリーディングの基礎、数字付き低音奏、伴奏付け等）

(2) 履修科目の選択

下記の表を原則とする。

作曲・ピアノ・指揮・楽理	声楽	器楽（ピアノ以外）
器楽ソルフェージュ ピアノ伴奏ソルフェージュ	声楽ソルフェージュ	器楽ソルフェージュ
応用ソルフェージュ		

○ その他のソルフェージュ（選択、自由科目）

(1) 古楽ソルフェージュ（木曜日IV時限）

バロック時代以前の音楽を演奏するために必要な楽譜の読み方と、その時代の音楽の目的を学ぶ（ソルミゼーション、旋法、古典音律、通奏低音、音楽修辞学等の基礎学習）。

(2) 現代音楽ソルフェージュ（木曜日III時限）

ドビュッシー以降、20世紀から現代に至るまでのレパートリーにおけるソルフェージュ的アプローチの実践。音組織、リズム、様式について読譜を通じてその研究を深める。

(3) 即興演奏ソルフェージュ（木曜日IV時限）

演奏のより豊かな表現力を培うための即興演奏を主体とした授業。実際の音から原動力、音程、リズム、様式等を読み取り、即興する。

5. 和声

○ 授業科目及び履修方法等

- (1) 授業科目や履修方法等については下表の通りである。
- (2) 履修方法等欄の○以外で修得した単位については、各科（専攻）のカリキュラムに従い、選択科目または自由科目の単位として認められる。
なお、異なるクラスを同一年度に履修することはできない。
- (3) 邦楽科の教職課程履修者は、「西洋音楽理論Ⅰ」を必ず修得すること。
- (4) 楽理科の教職課程履修者は、「和声」あるいは「対位法」「管弦楽概論」「音楽分析」の中から、いずれか1科目を修得すること。
- (5) 音楽環境創造科の教職課程履修者は、「音楽理論演習」を必ず修得すること。

科・専攻	授業科目	単位	年次	履修方法等
声楽科 器楽科 音楽環境創造科	和声	初級	4	1 ○声楽科学生は、初級が必修科目。 ○器楽科学生は、初級・中級が必修科目。（管打楽専攻は、初級が必修科目） ○初級→中級→上級と段階的に履修すること。 ○毎年4月に履修者のクラスを指定する。
		中級	4	2
		上級	4	3～
指揮科 楽理科 音楽環境創造科	和声	I	4	1 ○指揮科学生は、I・IIが必修科目。 ○I→IIと段階的に履修すること。
		II	4	2
邦楽科	西洋音楽理論	I	4	1 ○Iは、和声初級を履修すること。 ○IIは、和声中級、対位法、管弦楽概論の中からいずれか1科目を履修すること。
		II	4	2～

6. 副科実技

副科実技は、「ピアノ（Iは必修、IIは選択または自由科目）」と「ピアノ以外の実技（選択または自由科目）」が開設されている。

副科実技の履修希望調査は、毎年11月に行う。但し、副科ピアノIIの履修希望調査は毎年1月に行う。（学事曆及び掲示等を参照のこと）

なお、翌4月に教務システム（G-net）による履修登録も必要なので注意すること。

○ 副科ピアノ

- (1) 履修区分（Iは必修科目、IIは選択または自由科目）

科・専攻	1年次	2年次	3年次	4年次
作曲	I	I	II	II
指揮				
弦楽	I	II	II	II
管打				
声楽				
オルガン				
古楽	II	II	II	II
邦楽				
音楽環境創造				

(2) 履修方法

- ① 試験での演奏曲目につき、A) ~ F)までの6つのグループを設ける。グループの内容は以下のとおりである。
 - A) 声楽又は器楽の伴奏（中学・高校教材程度以上のもの）
 - B) エチュード
 - C) バロックの作品
 - D) 古典派の作品
 - E) ロマン派の作品
 - F) 近・現代の作品
- ② 各グループには特に課題曲を設けないが、年度初めに、内容についての概略を発表する。
- ③ グループA)「声楽又は器楽の伴奏（中学・高校教材程度以上のもの）」は必ず履修するものとし、他のグループについては適宜履修すること。
- ④ 同一グループを重複して履修しないこと。（3年次以降の履修についてはこの限りではない。）
- ⑤ 前期末・後期末に各自が選択したグループの曲により試験を行い、試験に合格した者に1単位（半期）を与える。
- ⑥ 1回の試験で2つのグループの曲を同時に受験することは出来ない。
- ⑦ 履修方法の一例

ア) ピアノI + IIを履修する場合の一例

・必修期間が1年の科

	1年次		2年次		3年次		4年次	
例1（4年次まで履修する場合の例）	A)	B)	C)	D)	自由	自由	自由	自由
例2（3年次まで履修する場合の例）	E)	A)	D)	B)	自由	自由		
例3（2年次まで履修する場合の例）	D)	A)	B)	E)				
例4（1年次のみ履修する場合の例）	A)	C)						

・必修期間が2年の科

	1年次		2年次		3年次		4年次	
例1（4年次まで履修する場合の例）	C)	D)	E)	A)	自由	自由	自由	自由
例2（3年次まで履修する場合の例）	E)	D)	A)	F)	自由	自由		
例3（2年次まで履修する場合の例）	D)	A)	B)	D)				

イ) ピアノIIのみを履修する場合の一例

	1年次		2年次		3年次		4年次	
例1（4年次まで履修する場合の例）	A)	B)	C)	D)	自由	自由	自由	自由
例2（3年次まで履修する場合の例）	E)	A)	F)	D)	自由	自由		
例3（2年次まで履修する場合の例）	C)	A)	F)	E)				
例4（1年次のみ履修する場合の例）	A)	F)						

(3) 副科ピアノI（必修科目）の履修

所定の年次内に必要な単位を修得すること。所定の年次内に修得できない場合は、引き続き、次の学期に履修を続けること。

(4) 副科ピアノII（選択または自由科目）の履修

- ① ピアノIIは、ピアノIの所定の単位を修得した者と声楽科、器楽科オルガン、古楽専攻、邦楽科、楽理科、音楽環境創造科の学生が、所定の手続き（履修登録）をしたうえで、履修することができる。（邦楽科・楽理科＜但し、受験時実技楽器としてピアノを選択した者は除く＞・音楽環境創造科の学生に関してはオーディションを行う。）

ただし、ピアノⅠを必修年次内に修得していない者（休学の場合は除く）は、ピアノⅡの履修を認めない。また、ピアノⅡの履修は、ピアノⅠの履修に継続して行うものとし、途中で中断失格及び不合格した場合（休学の場合は除く）は、以後の履修を認めない。

- ② ピアノⅡの履修登録をした者が、その取り消しをする場合は、新年度授業開始2週間以内に副科実技担当教員の承認を得たうえで、教務係に届け出なければならない。

(5) 邦楽科学生で教員教職免許状取得を希望する者の履修

- ① 副科ピアノ履修は、1年次または2年次より開始すること。
- ② 年度初めに新規取得希望者（1年または2年生）に対し、オーディションを実施し、履修者を決定する。
- ③ 履修中に単位を修得できなかった者については、その時点で打ち切り、以後の履修は認めない。

(6) 音楽環境創造科学生で教員教職免許状取得を希望する者の履修

- ① 年度始めに新規取得希望者に対し、オーディションを実施し、履修者を決定する。
- ② 履修中に単位を修得できなかった者については、その時点で打ち切り、以後の履修は認めない。

○ ピアノ以外の副科実技

ピアノ以外の副科実技は、独唱・合唱と鍵盤・弦楽・管打楽・古楽・邦楽の各楽器、及び指揮法が開設されており、いずれも選択科目または自由科目である。授業は、原則として初級と中級に分かれ、その履修方法等も異なっている。各科目ともに2単位（通年）であり、試験は後期末に行われる。

(1) 開設科目

科 目		科 目		科 目		科 目	
声楽	獨　　唱 合　　唱	管	フ　ル　一　ト オ　ー　ボ　エ ク　ラ　リ　ネ　ッ　ト	邦	長　唄　三　味　線 常　磐　津　三　味　線	邦	箏　曲　(山田流) 〃　(生田流)
鍵盤 樂器	オ　ル　ガ　ン	打	フ　ア　ゴ　ツ　ト サ　ク　ソ　フ　オ　ー　ン ホ　ル　ン		清　元　三　味　線		尺　八　(琴古流)
弦	ヴ　ア　イ　オ　リ　ン	樂	ト　ラ　ン　ペ　ッ　ト ト　ロ　ン　ボ　ー　ン ユ　ーフ　オ　ニ　ア　ム	長	唄		〃　(都山流)
	ヴ　イ　オ　ラ	器	チ　ユ　一　バ 打　樂　器	常	磐　津		能　樂　(觀世流)
樂	チ　エ　口		チ　エ　ン　バ　口	清	元		〃　(宝生流)
器	ハ　ー　ブ	古樂	フォ　ル　テ　ピ　ア　ノ バ　ロ　ッ　ク　ヴ　ア　イ　オ　リ　ン バ　ロ　ッ　ク　チ　エ　ロ ヴ　イ　オ　ラ　・　ダ　・　ガ　ン　バ バ　ロ　ッ　ク　オ　ー　ボ　エ フ　ラ　ウ　ト　・　ト　ラ　ヴ　エ　ル　ソ		邦樂囃子　(小　鼓)	樂	能樂囃子　(小　鼓)
				〃　(大　鼓)		〃　(太　鼓)	〃　(太　鼓)
				〃　(太　鼓)		〃　(　笛　)	能樂狂言
				〃　(　笛　)			日本舞踊
							雅　　樂

指揮	指揮法概論（集中）
	副科指揮法（通年）

※ 指揮科以外の教職課程履修者は、「指揮法概論」あるいは「副科指揮法」のいずれか1科目（2単位）を必ず履修すること。

(2) 初級

- ① 初級は、原則としてグループレッスンにより授業を行う。
- ② 開設科目（楽器等）は、年度ごとに異なるので、履修希望調査時（毎年11月）の掲示発表で確認すること。
- ③ 教職課程専門科目となっている「合唱」「独唱」は毎年度開講するが、教職課程履修者及び作曲科・指揮科の学生で選択科目として履修する者以外の履修はできない。

(3) 中級

- ① 中級は、原則として個人レッスンにより授業を行う。
- ② 履修者は、原則として初級を履修し、試験・オーディション等に合格した者に限る。

(4) 履修方法等

- ① 履修希望調査は、毎年11月上旬に行う。(学事暦及び掲示等を参照のこと)
- ② 開設科目(楽器等)によっては、年度により、開講しないもの、履修者数の制限をするもの等の条件があるので、注意すること。
- ③ 開設科目(楽器等)によっては、ガイダンス(面接)等を行うことがあるので注意すること。なお、このガイダンス等に出席しない者は、受講を認めない。
- ④ 1年間に履修できる科目は、1科目である。ただし、作曲科・指揮科・邦楽科・楽理科・音楽環境創造科の学生は2科目までとする。(教職科目として履修する「独唱」「合唱」「指揮法」は、この履修科目数に加えない。)
- ⑤ 履修希望調査票提出後の取り消しは認めない。やむを得ない理由により取り消しを希望する場合は、教務係で所定の手続きをすみやかにとること。なお、新年度授業開始後の取り消しは認めない。取り消しをしないで、履修を放棄したり、試験を受験しない者は、以降の副科実技の履修を認めない。(「副科ピアノⅠ」「独唱初級」を除く。)
- ⑥ 1年次生の受講はできない。(「合唱」「指揮法」を除く。)
- ⑦ 履修希望調査票を提出し、受講が決定した場合、必ず新年度4月の履修登録期間に、教務システム(G-net)で履修登録を行うこと。G-netで登録して初めて登録完了となる。G-netでの登録が完了していない場合、単位が付与されないので注意すること。

7. その他

○ 楽理科開設実技科目

(1) 授業科目

下記のいずれかの科目も通年授業(2単位)で行われる。

西洋古楽演奏 I
西洋古楽演奏 II
ガムラン演奏 I
ガムラン演奏 II
東洋音楽演奏 I (奇)
東洋音楽演奏 II (偶)

※表記中「(奇)及び(偶)」は奇数又は偶数年度(西暦)に開講する授業を示す。

(2) 履修方法等

- ① 履修希望者多数の場合は、楽理科生が優先される。
- ② 西洋古楽演奏については、Iは初心者用、IIは経験者用なので、同一年度に両方を履修することはできない。
- ③ ガムラン演奏、東洋音楽演奏のI・IIについては、グレード別ではなく、授業内容が異なる。

V. 共通科目の授業内容、履修方法等

1. 教養科目

教養科目は、一般教養科目と専門基礎科目で構成されている。両科目のうちから、できるだけ広い分野にわたり16単位以上を修得すること。

なお、必要修得単位数以上の単位については、自由科目の単位として認められる。ただし、科（専攻）によっては専門科目の必修科目又は選択科目に指定している科目も少なくないので、注意すること。

○ 一般教養科目

一般教養科目は、専門科目や実技レッスンと並行して、芸術感覚、歴史感覚、国際感覚、社会感覚を培い、人間に対する洞察力を養い、人間と文化を総合的にとらえる眼を育てるために開設されている選択科目である。

(1) 開設科目

科 目	単位数	備 考
アート・マネージメント概論	4	交流科目（音）
イタリア文学	4	交流科目（音）
映画史	4	
英米文学	4	交流科目（音）
演劇論	4	交流科目（音）
応用医学研究	2	
音楽アトリーチ	4	学部生は3、4年生のみ履修可
音楽教育入門	2	〃
音楽文化史	4	
音楽療法概論	4	
音楽療法入門	4	
音響学	4	
音声学	4	
経済学	4	交流科目（音）
芸術情報概論A・B	2	交流科目（芸） ◎教職課程科目
芸術情報特論I・II	4	交流科目（芸） ◎教職課程科目
芸術文化環境論	4	交流科目（音）
芸術論	4	
芸大生入門～大学生活とキャリアを考える～	2	1年生推奨科目
現代思想—ポストモダン哲学	2	交流科目（音）
コンサート企画運営論	4	
思想史	4	交流科目（音） ◎教職推奨科目
社会学	2	交流科目（美） 集中
宗教学	4	交流科目（音） ◎教職推奨科目 集中
心理学概説	4	(注)「教育心理学」履修予定者は履修することが望ましい。
生物学	4	交流科目（美）
著作権概論	4	
哲学	4	交流科目（美） ◎教職推奨科目
ドイツ文学I（詩）	4	交流科目（音）
日本文学	4	交流科目（音）
パトグラフィー（天才学）	2	交流科目（音）
美学	4	
フランス文学	4	交流科目（音）
文化人類学	4	交流科目（音）
文章表現論	4	
法学<含、日本国憲法>	4	◎教職課程必修科目
ミュージカル概論	4	
メディア・リテラシー	2	
メディア論1：基礎理論研究	4	
メディア論2：応用分析論	4	
臨床音楽入門	4	
倫理学	4	交流科目（美） ◎教職推奨科目
歴史	4	交流科目（音）

- (備考) 1 表記中「○」は、教職課程科目、教職課程推奨科目を示す。
 2 表記中「交流科目（音）」は、音楽学部開設で美術学部学生も履修できる交流科目を示す。
 3 表記中「交流科目（美）」は、美術学部開設で音楽学部学生も履修できる交流科目を示す。
 4 表記中「交流科目（芸）」は、芸術情報センター開設科目的交流科目を示す。

(2) 履修条件等

- ① 集中講義科目については、受講生を制限することがある。
- ② 年度によっては、開講しない授業科目があるので注意すること。開講科目は毎年必ず時間割表により確認すること。
- ③ 「芸術情報特論ⅠまたはⅡ、芸術情報概論AまたはB」は、一般教養科目として取り扱う。

○ 専門基礎科目

専門基礎科目は、専門教育の基礎となる授業科目で、専門に直接関連のある基礎知識や理論、技法等を学ぶことにより、専門教育の糧となることを目的とする科目である。

(1) 開設科目

	科 目	単位数	備 考
通年	A V メディア	4	※ 演
	オペラ史	4	(偶)
	音楽分析	4	※ ピアノ専攻学生必修科目
	楽器学	4	(偶)
	管楽器 オーケストラスタディ	4	
	管弦楽概論	4	※ ピアノ専攻学生必修科目
	管弦楽史	4	(奇)
	鍵盤音楽史	4	(奇) ピアノ専攻学生必修科目
	室内楽史	4	(偶)
	ジャズ・フュージョン概論	4	
授業	ジャズ・ポピュラー音楽	4	(奇)
	障害児のための音楽療法	4	
	声楽史	4	(奇)
	西洋音楽史	4	器楽科学生必修科目（次頁(3)を参照）
	即興創造講座	4	
	対位法	4	※ 鍵盤楽器専攻学生必修科目
	日本・東洋音楽史	4	(次頁(3)を参照)
	邦楽実技論	4	◎
	音楽リサーチ法Ⅰ	2	前期
	音楽リサーチ法Ⅱ	2	後期
半期	合奏Ⅲ-1	2	前期
	ク-2	2	後期
	管楽器 特殊奏法	2	前期
	古典舞踏Ⅰ（入門）	2	前期
	古典舞踏Ⅱ（初級）	2	後期
	作曲家作品研究A（声楽）	2	(偶) 前期
	ク B（鍵盤）	2	(奇) 前期
	ク C（管弦楽）	2	(偶) 後期
	ク D（室内楽）	2	(奇) 後期
	21世紀からの演奏法	2	後期
授業	ピアノ伴奏理論（声楽曲）1	2	※ 前期
	ク 2	2	後期
	邦楽概論A（雅楽）	2	(偶) ◎ 前期
	ク B（声明・琵琶楽）	2	(奇) ◎ 前期
	ク C（能楽）	2	(偶) ◎ 前期
	ク D（三曲）	2	(偶) ◎ 後期
	ク E（長唄・歌舞伎音楽）	2	(奇) ◎ 前期
	ク F（淨瑠璃）	2	(奇) ◎ 後期
	音楽学関係科目1	2	
	音楽学関係科目2	2	
集中	古典舞踏	2	ピアノ専攻学生必修科目

- 備考 1 表記中「※」は、次の履修条件を参照のこと
 2 表記中「(奇) 及び (偶)」は、奇数又は偶数年度（西暦）に開講する授業を示す。
 3 表記中「◎」は、教職課程推奨科目（邦楽科以外の教職課程履修者は、いずれか1科目を履修することが望ましい。）を示す。
 4 表記中「演」は演奏芸術センター開設科目を示す。

(2) 履修条件等

科 目	条 件 等
A V メ デ イ ア	「音響学」を修得していることが望ましい。
音 楽 分 析	指揮・楽理科学生は「和声Ⅰ」、それ以外の学生は「和声中級」を修得した者に限る。作曲科学生の履修は不可。
管 弦 楽 概 論	指揮・楽理科以外の学生は、「和声初級」を修得した者に限る。作曲科学生の履修は不可。
対 位 法	指揮・楽理科以外の学生は「和声初級」を修得した者に限る。
ピアノ伴奏理論（声楽曲）	ピアノ専攻学生は、2年次から履修できるが、他の学生は3年次から履修すること。

(3) その他の留意事項

- ① 「邦楽実技論」は、三味線音楽、箏曲、能楽、日本舞踊の各教員が分担して行い、実技を伴うクラス授業である。隔年開講のため注意すること。
- ② 楽理科以外の教職課程履修者は、「西洋音楽史」「日本・東洋音楽史」を必ず修得（教職課程の必修科目）すること。
 なお、楽理科学生は「西洋音楽史」「日本・東洋音楽史」「音楽リサーチ法Ⅰ・Ⅱ」を履修しても、単位の修得を認めない。
- ③ 年度によっては、開講しない授業科目があるので注意すること。開講科目は毎年必ず時間割表により確認すること。

2. 外国語科目（言語・音声トレーニングセンター開設科目を含む）、国語（古文）

外国語科目は、言語の習得を通じて様々な形での教養を身につけることを目的として開設されている選択科目である。なお、各科（専攻）別に履修方法・必要修得単位数等が異なるので、注意すること。

○ 開設科目

科 目	ク ラ ス	単位数	授 業	備 考
英 語	英語入門Ⅰ、Ⅱ	2	週1回（1年間）	
	英語Ⅰ、Ⅱ	2	ク	
	英語演習	2	ク	音
独 仏 伊 語	初 級	4	週2回（1年間）	
	中 級	2	週1回（1年間）	
	演 習	2	ク	
露 語	初 級	4	週2回（1年間）	
	中 級	2	週1回（1年間）	
	演 習	2	ク	
ラ テ ン 語		2	週1回（1年間）	
スペイン語	初 級	2	週1回（1年間）	美
	中 級	2	ク	音
韓 国 語	初 級	2	週1回（1年間）	美

備考 「音」は、音楽学部開設で美術学部学生も履修できる交流科目を示す。

「美」は、美術学部開設で音楽学部学生も履修できる交流科目を示す。

○ 履修方法等

(1) 英語

① クラス分類

一年次

英語入門Ⅰ	英語入門ⅠA、英語入門ⅠB
英語Ⅰ	英語ⅠA、英語ⅠB、英語ⅠC、英語ⅠD

二年次以降

英語入門Ⅱ	英語入門ⅡA、英語入門ⅡB
英語Ⅱ	英語ⅡA、英語ⅡB、英語ⅡC、英語ⅡD
英語演習	英語演習A、英語演習B、英語演習C

② 履修内容

- ア) 「英語Ⅰ」は基礎、「英語Ⅱ」は応用、「英語演習」はゼミ形式の高度な内容を学習する。
- イ) 「英語入門Ⅰ」は高等学校課程の復習を含めた初步的文法、読解、聴解を履修し、「英語入門Ⅱ」はその発展である。

③ 履修原則

- ア) 1年次に、または2年次以降であっても初めて英語を履修する場合には「英語入門Ⅰ」「英語Ⅰ」から4単位を履修するものとする。組み合わせは自由である。
- イ) 2年次以降は「英語入門Ⅱ」「英語Ⅱ」「英語演習」から必要単位を履修する。
- ウ) 「英語演習」を履修できるのは「英語Ⅰ」を4単位修得した者、または担当教員の許可を得た者に限る。
- エ) 卒業要件単位として認められるのは、「英語入門Ⅰ」、「英語入門Ⅱ」、「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」各4単位まで、「英語演習」8単位までとする。

オ) 同一クラス、同一教員の単位加算は認めない。但し「英語演習」に関しては、4単位まで単位加算を認める。

カ) 以上の原則下でのクラス選択は自由であるが、履修希望者が多いクラスは何らかの方法により選抜することもあるので十分注意すること。

(2) 独・仏・伊・露・韓・スペイン語

- ① 履修は、原則として初級→中級→演習と段階的に行うものとする。
- ② 初級は、1年次より履修すること。
- ③ 中級・演習はそれぞれ初級・中級の単位を修得した者及び当該科目的担当教員が履修に担当する実力を持っていると認め、許可された者でなければ履修できない。
- ④ 卒業要件単位として認められる単位は、独・仏・伊・露・スペイン語についてはそれぞれ初級4単位、中級4単位、演習8単位までとする。また、ラテン語については2単位までとする（声楽科・楽理科には、履修条件あり）。
- ⑤ 独・仏・伊・露・スペイン語の中級・演習は、既修得単位の同一教員の科目を重ねて履修した場合でも年度が異なれば単位加算ができる。ただし、中級・演習それぞれ4単位を限度とする。
なお、各外国语の初級及びラテン語は、再履修しても単位加算はできない。
- ⑥ 独・仏・伊・露・韓語の初級は、同一科目名による授業を計週2回セットで履修すること。

○ 各科・専攻別の履修

科・専攻	科 目	必要修得単位数	条 件 等
作曲 弦楽 管打楽	英・独・仏より1ヶ国語を選択し、計8単位を修得。	8	
ピアノ オルガン 指揮	英・独・仏・伊より2ヶ国語を選択し、計8単位を修得。	8	○2ヶ国語を選択し、単位数を満たすこと。 1ヶ国語だけで単位数を満たすとは認めない。
古楽	英・独・仏・伊より2ヶ国語を選択し、計10単位を修得。	10	
邦楽	英・独・仏・韓・国語（古文）より2ヶ国語以内を選択し、計8単位を修得。	8	修得した古典文献研究法（4単位）の単位を、国語（古文）（2単位）として振り替えることができる。
声楽	I 独・仏・伊・英より1ヶ国語を選択し、計12単位を修得。 II Iで選択した以外の言語を選択し、計4単位を修得。 ※ 独・仏・伊・英・露・ラテン・スペイン	16	
樂理	I 独・仏・伊より1ヶ国語を選択し、計10単位を修得。 II Iで選択した以外の言語を選択し、計4単位を修得。 ※ 英・独・仏・伊・露・国語（古文）・韓・ラテン・スペイン	14	○英語の履修は、「英語Ⅱ」「英語演習」から選択する。 入学試験時に英語以外の科目で受験した者は、楽理科教員室の指示を受けること。 ○国語（古文）は、邦楽科専門科目として開設している授業を履修すること。
音楽環境創造	外国語科目	8	「英語入門Ⅰ・Ⅱ」及び「英語Ⅰ」は履修対象外とする。

※上表の必要修得単位数を超えて修得した単位については、各科（専攻）のカリキュラムに従い、選択科目または自由科目の単位として認められる。

○ 「言語・音声トレーニングセンター」開設科目の修得単位

「言語・音声トレーニングセンター」で開設されている外国語科目を修得した場合、下表のとおり学部の外国語科目的単位として認定する。(開設科目・授業内容等については、「言語・音声トレーニングセンター案内」「シラバス」を参照のこと。)

なお、既修得単位の科目を再履修しても、単位加算はできない。

科・専攻	科 目	単位数	条 件 等
作曲科	会話 I 作文 I 実用〇〇語 I	各 2	各外国語について、 <u>いずれかの1科目2単位に限り、中級(英語にあたっては「英語II」)の単位として認定する。</u>
声楽科 器楽科 指揮科 邦楽科	会話 II・III 作文 II・III ドイツ語歌詞演習 実用〇〇語 II ディスカッション II プレゼンテーション II	各 2	各外国語について、 <u>いずれかの1科目2単位に限り、演習の単位として認定する。</u>
楽理科	会話 I・II・III 作文 I・II・III 実用〇〇語 I・II	各 2	各科目について、17ページの「〇各科・専攻別の履修」の <u>樂理II</u> の単位として認定する。ただし、英語のIは認定されない。
音楽環境創造科	ディスカッション II プレゼンテーション II		各科目について、 <u>いずれかの2科目4単位に限り、17ページの「〇各科・専攻別の履修」の<u>外国語科目</u>の単位として認定する。</u>

なお、言語・音声トレーニングセンター開設科目「仏語初級表現法」「〇〇語朗読法演習」「英語総合講座」を修得した場合には、「自由科目」の単位として認められる。

3. 保健体育科目

○ 開設科目

科 目 名	内 容	単位数	条 件 等
体育 I	実技(球技、体操、ダンス)及び講義	2 単位	教職課程必修科目
体育 II	実技(球技、体操、ダンス)	2 単位	体育 I の単位を修得した者に限る。

○ 履修方法等

- (1) 体育は、月曜III・IV・V時限、水曜III・IV・V時限、金曜III・IV時限のいずれかのクラスの授業を週1回、1年間履修すること。
- (2) 体育科目的履修については、4月にガイダンスを行い、履修登録を受け付ける。
- (3) 教職課程履修者は、体育 I (2 単位) を必ず修得すること。

VI. その他の科目的授業内容、履修方法等

1. 留学生特別科目

外国人留学生について、留学生特別科目として、学部から大学院博士課程までを通じ、「日本語入門」「日本語初級」「日本語中級」「日本事情」の各科目を開設する。

また、学部に在籍する者については、留学生特別科目を履修することにより、次のとおり、単位の振替を認めるものとする。

- (1) 教養科目については、4 単位までを、「日本事情」の履修をもって代えることができる。
- (2) 外国語科目については、8 単位までを、「日本語初級」「日本語中級」の履修をもって代えることができる。

2. 教職・教科に関する科目

「VIII」の教職課程を参照

3. 博物館学課程に関する科目

「IX」の博物館学課程を参照

4. 交流科目

一般教養科目、専門基礎科目及び外国語科目を参照

5. 美術学部開設科目

時間割及び年度初めの掲示を参照

6. 言語・音声トレーニングセンター開設科目

外国語科目を参照

7. 演奏芸術センター開設科目

演奏芸術センター開設科目として下表の科目を開設する。すべて交流科目（AV メディアを除く）

科 目	単位数	備 考
音楽を伝えるメディア	2	
障がいとアーツ	4	
アジアの伝統と現代	4	
劇場技術論	4	
劇場芸術論	4	
コンサート制作論	4	
AV メディア	4	専門基礎科目の単位として認定
サウンドレコーディング基礎演習	2	
ホール音響概論	2	集中講義

注：年度によっては、開講しない授業科目があるので注意すること。開講科目は毎年必ず時間割表により確認すること。

8. 芸術情報センター開設科目

専門基礎科目及び一般教養科目を参照

9. 保健管理センター開設科目

一般教養科目を参照

10. 他大学開設科目

年度初めの掲示を参照

VII. 各科（専攻）別教育課程（カリキュラム）

○ 作曲科

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次	1年次		2年次		3年次		4年次		単位修得数		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
必修科目	作曲実技I	二重奏曲	8								8		70
		室内楽曲			8						8		
		声楽作品				4					4		
		管弦楽曲					4				4		
		卒業作品							12		12		
		学内演奏							2		2		
	作曲鑑賞	和声	4								4		124
		フーガ			4						4		
		厳格対位法とフーガ	4								4		
	作曲理論	楽曲解析	4								4		
		管弦楽法（実習）			4						4		
	副科ピアノI	1	1	1	1						4		
	ソルフェージュA	2	2	2	2						8		
専門科目	作曲研究（注1）	和声研究（注2）					4						124
		フーガ研究（注2）					4						
		コンピュータ・ミュージック					4						
		管弦楽法（分析）					4						
		楽曲研究					4						
		現代音楽技法					4						
	選択科目	音楽と言語				4							30
		副科ピアノII（注3）					1	1	1	1			
		ソルフェージュB				2	2	2	2				
		外国語II					2~8						
		西洋音楽史	4										
		副科指揮法					2						
共通科目	副科独唱				2								18
	副科合唱					2							
	副科弦楽器（注4）					2~6							
	副科管楽器（注4）					2~6							
	副科打楽器（注4）					2~6							
	副科邦楽					2~6							

(注1) 1、2年次の作曲実技IIと作曲理論の必修単位20に加え、作曲研究から計12単位を3、4年次で修得する。「音楽と言語」は2年次から履修出来る。

(注2) 和声研究・フーガ研究は、当該科目担当教員と相談の上、3、4年次において各年度にどちらか一つを選択履修出来る。

(注3) 「副科ピアノII」は副科チェンバロまたは副科オルガンにかかることが出来る。

(注4) 同一楽器では初・中級の4単位まで履修出来る。

○ 声楽科

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次	1年次		2年次		3年次		4年次		単位修得数		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
必修科目	声楽実技（注1）	I 8	II 8		III-1 4	III-2 4	IV-1 4	IV-2 4			32	64	124
	合唱	I 4	II 4		III 4						12		
	卒業演奏（注1）									4	4		
	学内演奏								2		2		
	ソルフェージュA	2	2	2	2						8		
	器楽実習（注2）	1	1								2		
専門科目	理論I（和声初級）	4									4	28	28
	声楽アンサンブルA（室内合唱A）	(注3)							4				
	声楽アンサンブルB（室内合唱B）	(注3)							4				
	オペラ基礎			4									
	オペラ実習I・II（注4）						4		4				
	声楽演習I・II・III・IV（注5）※					2～16							
選択科目	声楽実習I・II・III・IV（注6）※					2～8						28	124
	ボディ・テクニック						2						
	古典舞踏					2							
	舞台語発音							4					
	副科実技					2～8							
	理論II（注7）						8						
共通科目	ソルフェージュB						2	2	2	2		32	16
	教養科目	一般教養科目（注8）				16							
	外國語科目	専門基礎科目（注9）											
	外國語科目I（注10）	4			8								
	外國語科目II（注11）	4											16

(注1) 早期卒業希望の認定を受けた者は、4年次の「声楽実技」を「声楽演習」に読み替えて3年次に8単位履修することとする。この場合の声楽演習科目の履修に関しては、指導教員が指示する。

また、4年次の「卒業演奏」は、3年次に履修すること。

(注2) 必修器楽実習は副科実技（鍵盤楽器、弦楽器、管打楽器、古楽）を履修すること。また、副科ピアノを履修しても良い。その場合は「副科ピアノII」を履修すること。

(注3) 「声楽アンサンブルA」、「声楽アンサンブルB」は3・4年生が履修する。

(注4) 「オペラ実習I・II」は「オペラ基礎」の単位修得者のみ履修可。「オペラ実習I」は3年生、「オペラ実習II」は4年生が履修する。

(注5) 「声楽演習I」はフランス歌曲、「声楽演習II」はスペイン歌曲、「声楽演習III」はロシア歌曲、「声楽演習IV」はドイツ歌曲の各演習である。ただし、隔年開講のため、開設年度に注意して履修すること。

(注6) 「声楽実習I」は「コレペティツィオーン」を指す。ただし、「声楽実習II、III、IV」は隔年開講のため、開設年度に注意して履修すること。また、履修方法等の詳細については、授業計画書（シラバス）を参照すること。

※声楽演習、声楽実習の履修は、2回まで同一クラスの履修を単位加算できる。

(注7) 「理論II」は「和声中級」の他、「和声上級」「管弦楽概論」「対位法」を指す。

(注8) 「音声学」を履修することが望ましい。

(注9) 「音楽史（西洋音楽史／日本・東洋音楽史）」、「オペラ史」及び「声楽史」を履修することが望ましい。

(注10) 「外国語I」は、独・仏・伊・英より任意の一ヶ国語を選択し、原則、上級まで履修すること。

(注11) 「外国語II」は「外国語I」で選択した語学以外の外国語を履修すること。

○ 器楽科（ピアノ専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次	1年次		2年次		3年次		4年次		単位修得数		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
必修科目	ピアノ実技（含演奏理論・楽曲分析）	I	12		II	12	III	12	IV	12	48	92	124
	学内演奏							2			2		
	卒業演奏									4	4		
	合奏I（集中）		2								2		
	伴奏I-1		2								2		
	西洋音楽史			4							4		
	和声初級		4								4		
	和声中級				4						4		
	対位法						4				4		
	音楽分析							4			4		
	鍵盤音楽史					4					4		
	古典舞踏					2					2		
	管弦楽概論						4				4		
	ソルフェージュA	2	2								4		
選択科目	合奏II（集中）				2							8	8
	伴奏I-2				2								
	ソルフェージュB			2	2								
	室内楽III						4						
	室内楽IV								4				
共通科目	教養科目	一般教養科目				16					16	24	
	専門基礎科目												
	外国語科目				8						8		

- ピアノ実技、演奏理論・楽曲分析は個人レッスンの中で行われる。
- 室内楽は、3年次で室内楽IIIの単位を取得したものは、4年次では自由科目として室内楽IVを履修することができる。
- 他にもピアノ科開設科目（ピアノ専攻学生対象）としての次のものがある。
 - ・伴奏II（通年）2単位
 - ・ピアノデュオ（通年）4単位
 - ・合奏III-1（半期）2単位
 - ・合奏III-2（半期）2単位
- 伴奏II及びピアノデュオは自由科目として取り扱う。
合奏IIIは専門基礎科目に含まれる。
- 各授業の詳細は授業計画書（シラバス）を参照のこと。
- 必修科目の鍵盤音楽史は、奇数年のみの開講となるので注意すること。
1年次後期に演奏実習を行う（単位はピアノ実技の中に含まれる）。

○ 器楽科（オルガン専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次	1年次		2年次		3年次		4年次		単位修得数		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
必修科目	オルガン実技	I	8		II	8		III	8	IV	8	32	86
	様式研究	I	2		II	2		III	2	IV	2	8	
	研究発表	I	1		II	1		III	1	IV	1	4	
	オルガン概論		2									2	
	通奏低音実習	I	2		II	2						4	
	アンサンブル							III	2	IV	2	4	
	オルガン即興実技							III	1	IV	1	2	
	学内演奏											2	
	卒業演奏											4	
	西洋音楽史			4								4	
専門科目	和声初級		4									4	124
	和声中級				4							4	
	対位法								4			4	
	ソルフェージュA	2		2	2		2					8	
	副科チェンバロ				2			2					14
	古楽器概論					2							
	古典舞踏					2							
	鍵盤音楽史					4							
	和声上級								4				
	古楽ソルフェージュ					2							
	副科ピアノⅡ	1		1	1		1						
共通科目	教養科目	一般教養科目						16				16	24
	専門基礎科目												
	外国語科目						8					8	

○ 器楽科（弦楽専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1年次		2年次		3年次		4年次		単位修得数		
		期別		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
必修科目	専門実技（　　）	I-1 4	I-2 4	II-1 4	II-2 4	III-1 4	III-2 4	IV-1 4	IV-2 4			32		
	学内演奏						2					2		
	卒業演奏									4		4		
	副科ピアノI	1	1									2		
	西洋音楽史			4								4		
	和声初級		4									4		
	和声中級				4							4		
	弦楽合奏（注1）		4									4		
	オーケストラ チェンバーオーケストラ（注2）			II-1 4	II-2 4	III-1 4	III-2 4	IV-1 4	IV-2 4			24		
	室内楽I		2									2		
選択科目	ソルフェージュA	2	2	2	2							8		
	副科ピアノII			1	1	1	1	1	1					
	副科実技（ピアノ以外）				2		2			2				
	ソルフェージュB					2	2	2	2					
	和声上級						4							
	室内楽II（注3）						4							
	室内楽III（注3）							4						
	室内楽IV（注3）								4					
共通科目	室内楽（Va持ち替え）（注3） (注4)						2							
	吹奏楽（注5）			II-1 2	II-2 2	III-1 2	III-2 2	IV-1 2	IV-2 2					
	教養科目	一般教養科目				16						16		
	専門基礎科目												24	
	外国語科目					8						8		

（注1） ハープ専攻学生は、「弦楽合奏」に代えて「吹奏楽」を履修すること。

（注2）（4） ページの「オーケストラ」を参照すること。

（注3）（5） ページの「室内楽」を参照すること。

（注4） ヴァイオリン専攻学生は、2年次以降「室内楽（Va持ち替え）」を履修することができる。

（注5） コントラバス専攻学生は、2年次以降「吹奏楽」を履修することができる。

○ 器楽科（管打楽専攻 < サクソフォーン及びユーフォニアム専修以外 >）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1年次		2年次		3年次		4年次		単位修得数			
		期別		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計	
必修科目	専門実技（　　）	I-1 4	I-2 4	II-1 4	II-2 4	III-1 4	III-2 4	IV-1 4	IV-2 4			32	88	124	
	学内演奏											2			
	卒業演奏											4			
	副科ピアノI	1	1									2			
	和声初級		4									4			
	西洋音楽史			4								4			
	管打合奏	I-1 1	I-2 1									2			
	吹奏楽			II-1 2	II-2 2	III-1 2	III-2 2					8			
	オーケストラ（注1）			II-1 4	II-2 4	III-1 4	III-2 4	IV-1 4	IV-2 4			24			
	室内楽I	I-1 1	I-2 1									2			
選択科目	ソルフェージュA	2	2									4			
	副科ピアノII			1	1	1	1	1	1			12	12	24	
	ソルフェージュB			2	2	2	2	2	2						
	和声中級			4											
	和声上級									4					
	吹奏楽									2	2				
	室内楽II（注2）					4									
共通科目	室内楽III（注2）							4							
	室内楽IV（注2）								4						
	教養科目	一般教養科目						16				16			
	専門基礎科目												24		
	外国語科目					8						8			

(注1) (4) ページの「オーケストラ」を参照すること。

(注2) (5) ページの「室内楽」を参照すること。

○ 器楽科（管打楽専攻<サクソフォーン及びユーフォニアム専修>）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次	1年次		2年次		3年次		4年次		単位修得数		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
必修科目	専門実技（　　）	I-1 4	I-2 4	II-1 4	II-2 4	III-1 4	III-2 4	IV-1 4	IV-2 4	32	72	124	28
	学内演奏									2			
	卒業演奏									4			
	副科ピアノI	1	1										
	和声初級		4										
	西洋音楽史			4									
	管打合奏	I-1 1	I-2 1										
	吹奏楽	I-1 2	I-2 2	II-1 2	II-2 2	III-1 2	III-2 2	IV-1 2	IV-2 2	16			
	室内楽I	I-1 1	I-2 1										
専門科目	ソルフェージュA	2	2								124	28	28
	管楽器 特殊奏法					2							
	管楽器 オーケストラスタディ					4							
	21世紀からの演奏法					2							
	即興創造					4							
	ジャズ・フュージョン概論					4							
	副科ピアノII			1	1	1	1	1	1				
	ソルフェージュB			2	2	2	2	2	2				
	和声中級				4								
	和声上級							4					
選択科目	室内楽II（注1）						4				16	24	8
	室内楽III（注1）								4				
	室内楽IV（注1）								4				
	教養科目	一般教養科目					16						
共通科目	教養科目	専門基礎科目									16	24	8
	外国語科目					8							

(注1) (5) ページの「室内楽」を参照すること。

○ 器楽科（古楽専攻<チェンバロ専修>）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次	1年次		2年次		3年次		4年次		単位修得数		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
必修科目	専門実技	I	8		II	8	III	8	IV	8	32		
	古楽アンサンブル（注1）		2		2		2		2		8		
	研究発表	I	1		II	1	III	1	IV	1	4		
	古楽通奏低音実習Ⅱ		4								4		
	古楽通奏低音実習Ⅲ								2		2		
	学内演奏								2		2		
	卒業演奏								4		4		
	西洋音楽史		4								4		
	和声初級		4								4		
	和声中級				4						4		
専門科目	古楽文献研究または 音楽リサーチ法Ⅰ・Ⅱ					4					4		
	対位法						4				4		
	ソルフェージュA	2	2	2	2						8		
選択科目	副科オルガン					2～4							
	古楽器概論または オルガン概論					2							
	古典舞踏					2～4							
	鍵盤音楽史（注3）					4							
	古楽ソルフェージュ						2						
	和声上級						4						
	選択古楽アンサンブル（注1） または副科古楽実技（注2）					2～4							
	ソルフェージュB						2	2	2	2			
共通科目	教養科目	一般教養科目					16				16		
		専門基礎科目										26	
	外国語科目					10					10		

(注1) 必修科目として毎年古楽アンサンブルⅠ～Ⅲから1つを選択し履修する。

同一クラスを複数年次履修しても構わない。もし同一年次に2つ以上のクラスを履修した場合、4単位を上限に「選択古楽アンサンブル」として単位を加算するものとする。

(注2) または副科独唱、副科合唱、専攻外古楽実習（バロック声楽）

(注3) または室内楽史

○ 器楽科（古楽専攻<チェンバロ専修以外>）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次	1年次		2年次		3年次		4年次		単位修得数		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
必修科目	専門実技	I	8		II	8	III	8	IV	8	32		
	古楽アンサンブル（注1）		2		2		2		2		8		
	研究発表	I	1		II	1	III	1	IV	1	4		
	古楽通奏低音実習Ⅰ		4								4		
	副科チェンバロ（初級）		2								2		
	学内演奏									2	2		
	卒業演奏									4	4		84
	西洋音楽史		4								4		
	和声初級		4								4		
	和声中級				4						4		
	古楽文献研究または 音楽リサーチ法Ⅰ・Ⅱ					4					4		
選択科目	対位法							4			4		
	ソルフェージュA	2	2	2	2						8		
	古楽通奏低音実習Ⅱ					4							
	古楽器概論						2						
	古典舞踏						2～4						
	室内楽史（注3）						4						
	古楽ソルフェージュ							2					
	和声上級							4					
共通科目	選択古楽アンサンブル（注1） または副科古楽実技（注2）					2～4							
	ソルフェージュB							2	2	2	2		
	教養科目	一般教養科目					16				16		26
	専門基礎科目												
	外国語科目					10					10		

(注1) 必修科目として毎年古楽アンサンブルⅠ～Ⅲから1つを選択し履修する。

同一クラスを複数年次履修しても構わない。もし同一年次に2つ以上のクラスを履修した場合、4単位を上限に「選択古楽アンサンブル」として単位を加算するものとする。

(注2) または副科独唱、副科合唱、専攻外古楽実習（バロック声楽）

(注3) または鍵盤音楽史

○ 指揮科

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次	1年次		2年次		3年次		4年次		単位修得数		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
必修科目	指揮実技（含演奏理論・楽曲分析）	I-1 7	I-2 7	II-1 7	II-2 7	III-1 7	III-2 7	IV-1 7	IV-2 7	56	90	124	
	学内演奏								2	2			
	卒業演奏								4	4			
	スコアリーディングI		2		2						4		
	副科ピアノI	1	1	1	1						4		
	ソルフェージュA	2	2	2	2						8		
	和声I		4								4		
	和声II				4						4		
専門科目	弦管打楽器実技I（副科実技）		2		2						4		
	スコアリーディングII						2		2		10	10	24
	副科ピアノII					1	1	1	1				
	ソルフェージュB					2	2	2	2				
	和声上級							4					
	西洋音楽史							4					
	オペラ指揮演習					4							
	弦管打楽器実技II						2		2				
選択科目	副科独唱			2							16	24	24
	副科合唱			2									
	教養科目	一般教養科目					16						
共通科目	専門基礎科目										16	24	24
	外国語科目					8							

○ 邦楽科（三味線・長唄・常磐津・清元）専攻

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1年次		2年次		3年次		4年次		単位修得数		
		期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計	
必修科目	(長唄三味線) 主専攻（常磐津三味線）（注1） (清元三味線)	I	8		II	8		III	8		IV	8	32	88
	長唄 副主専攻常磐津（三味線音楽） 清元	I	4		II	4		III	4		IV	4	16	
	笛 副専攻 小鼓（三味線音楽） 大鼓 太鼓	I	2		II	2		III	2		IV	2	8	
	総合実習	I-1 1	I-2 1		II-1 1	II-2 1		III-1 1	III-2 1		IV-1 1	IV-2 1	8	
	学内演奏											2	2	
	卒業演奏											4	4	
	三味線作曲法			2									2	
	創作実技							III	2		IV	2	4	
	邦楽実技論（注2）			4									4	
	三味線音楽演奏論（注3）											4	4	
選択科目	ソルフェージュC-a	2	2										4	124
	研究旅行（注4）									2				
	他様式の淨瑠璃（注5）								2~4					
	副科実技								2~4					
	邦楽関連実技（）（注6）						2~4							
	邦楽合奏研究									2				
	日本・東洋音楽史							4						
	古典文献研究法（注7）							4						
共通科目	邦楽歌詞研究							4						12
	保健体育							2						
	教養科目	一般教養科目						16				16		
	専門基礎科目													24
	外国語科目（注7）							8				8		

(注1) それぞれの専門を履修すること。

(注2) 邦楽実技論は隔年開講のため、注意して、1、2年次に履修すること。

(注3) 三味線音楽演奏論は隔年開講のため、注意して、3、4年次に履修すること。

(注4) 研究旅行は新4年次に参加すること。

(注5) 常磐津、清元専攻生のみ。

(注6) 江戸祭囃子実技、歌舞伎下座大太鼓演習は隔年に開講する。

(注7) 修得した古典文献研究法（4単位）を外国語科目「国語（古文）」（2単位）に振り替えることが出来る。

○ 邦楽科（長唄・常磐津・清元専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1年次		2年次		3年次		4年次		単位修得数		
		期別		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
必修科目	(長唄) 主専攻(常磐津) (清元)	I		8		II		III		IV		32		
	長唄三味線 副主専攻常磐津三味線(三味線音楽) 清元三味線(注1)	I		4		II		III		IV		16		
	笛 副専攻 小鼓 大鼓 (三味線音楽) 太鼓	I		2		II		III		IV		8		
	総合実習	I-1 1	I-2 1	II-1 1	II-2 1	III-1 1	III-2 1	IV-1 1	IV-2 1			8	88	
	学内演奏										2	2		
	卒業演奏										4	4		
	三味線作曲法			2								2		
	創作実技							III	2	IV	2	4		
	邦楽実技論(注2)			4								4		
	三味線音楽演奏論(注3)								4			4		
専門科目	ソルフェージュC-a	2	2									4		
	研究旅行(注4)								2					
	他様式の淨瑠璃(注5)								2~4					
	副科実技								2~4					
	邦楽関連実技() (注6)							2~4						
	邦楽合奏研究									2			12	12
	日本・東洋音楽史							4						
	古典文献研究法(注7)							4						
選択科目	邦楽歌詞研究							4						
	保健体育							2						
	教養科目	一般教養科目										16		
	教養科目	専門基礎科目						16					24	
	共通科目	外国語科目(注7)						8				8		

(注1) それぞれの専門を履修すること。

(注2) 邦楽実技論は隔年開講のため、注意して1、2年次に履修すること。

(注3) 三味線音楽演奏論は隔年開講のため、注意して、3、4年次に履修すること。

(注4) 研究旅行は新4年次に参加すること。

(注5) 常磐津、清元専攻生のみ。

(注6) 江戸祭離子実技、歌舞伎下座大太鼓演習は隔年に開講する。

(注7) 修得した古典文献研究法(4単位)を外国語科目「国語(古文)」(2単位)に振り替えることが出来る。

○ 邦楽科（邦楽囃子専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次	1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単位修得数		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
必修科目	邦楽囃子実技Ⅰ 主専攻（邦楽囃子（ ））	I 6		II 6		III 6		IV 6		24			
	邦楽囃子実技Ⅱ 副専攻（ ）（邦楽囃子） (注1)	I 3		II 3		III 3		IV 3		12			
	邦楽囃子実技Ⅲ 現代邦楽囃子実技	I 3		II 3		III 3		IV 3		12			
	歌舞伎下座大太鼓実技							2					
	江戸祭囃子実技							2					4
	長唄 副専攻 長唄三味線（邦楽囃子）	I 2		II 2		III 2		IV 2		8			
	総合実習	I-1 1	I-2 1	II-1 1	II-2 1	III-1 1	III-2 1	IV-1 1	IV-2 1	8			
	学内演奏								2		2		
	卒業演奏								4		4		
	邦楽囃子作調法	I 1		II 1						2			
	創作実技					III 2		IV 2		4			
選択科目	三味線音楽演奏論（注3）								4		4		
	邦楽実技論（注4）			4						4			
	研究旅行（注5）							2					
	邦楽合奏研究							2					
	副科実技							2～6					
	日本・東洋音楽史						4					12	12
	古典文献研究法（注6）						4						
共通科目	邦楽歌詞研究						4						
	保健体育						2						
	教養科目	一般教養科目					16				16		
	専門基礎科目											24	
	外国語科目（注6）						8				8		

(注1) 四拍子の内、専攻以外を副専攻とする。

(注2) 江戸祭囃子実技、歌舞伎下座大太鼓演習は隔年に開講する。

(注3) 三味線音楽演奏論は隔年開講のため、注意して、3、4年次に履修すること。

(注4) 邦楽実技論は隔年開講のため、注意して1、2年次に履修すること。

(注5) 研究旅行は新4年次に参加すること。

(注6) 修得した古典文献研究法（4単位）を外国語科目「国語（古文）」（2単位）に振り替えることが出来る。

○ 邦楽科（日本舞踊専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1年次		2年次		3年次		4年次		単位修得数		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
必修科目	主専攻（日本舞踊）	I 8		II 8		III 8		IV 8		32				
	舞台関連実技			II 2		III 2		IV 2		6				
	創作実技					III 2		IV 2		4				
	総合実習	I-1 1	I-2 1	II-1 1	II-2 1	III-1 1	III-2 1	IV-1 1	IV-2 1	8				
	学内演奏									2		2		
	卒業演奏									4		4		
	仕舞実技				2							2		
	狂言小舞						2					2		
	副主専攻 長唄 長唄三味線（日本舞踊）	I 2		II 2		III 2		IV 2		8				
	笛 副専攻 小鼓 大鼓 太鼓（日本舞踊）			2		2					4			
専門科目	日本舞踊史（注1）					4					4			
	邦楽実技論（注2）			4							4			
	研究旅行（注3）							2						
	副科実技						2~6							
	邦楽関連実技（　）（注4）					2~4								
	日本音楽史概説					4								
	日本・東洋音楽史					4								
	古典文献研究法（注5）					4								
	邦楽歌詞研究					4								
	保健体育					2								
共通科目	教養科目	一般教養科目									16			
		専門基礎科目										16		
	外国語科目（注5）					8					8		24	

(注1) 日本舞踊史は隔年開講のため、開講年度に注意すること。

(注2) 邦楽実技論は隔年開講のため、注意して1、2年次に履修すること。

(注3) 研究旅行は新4年次に参加すること。

(注4) 江戸祭囃子実技、歌舞伎下座大太鼓演習は隔年に開講する。

(注5) 修得した古典文献研究法（4単位）を外国語科目「国語（古文）」（2単位）に振り替えることが出来る。

○ 邦楽科（箏曲＜山田流＞専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次 期別	1年次		2年次		3年次		4年次		単位修得数		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
必修科目	箏実技（山田流）	I 4		II 4		III 4		IV 4			32	88	124
	唄実技（山田流）	I 4		II 4		III 4		IV 4					
	三絃実技（山田流）	I 4		II 4		III 4		IV 4			16		
	山田流アンサンブル実技	I 2		II 2		III 2		IV 2			8		
	総合実習	I-1 1	I-2 1	II-1 1	II-2 1	III-1 1	III-2 1	IV-1 1	IV-2 1		8		
	山田流箏曲演奏論					4					4		
	箏歌歌唱法					2					2		
	関連箏曲 I					2					2		
	邦楽合奏研究					2					2		
	邦楽実技論			4							4		
専門科目	学内演奏					2					2		
	卒業演奏					4					4		
	ソルフェージュ C - a	2	2								4		
	研究旅行					2						12	12
	生田流箏曲							2					
	副科実技					2 ~ 6							
	邦楽概論 A ~ F				2 ~ 6								
選択科目	邦楽歌詞研究				4								
	日本・東洋音楽史				4								
	保健体育				2								
	教養科目	一般教養科目				16					16	24	24
		専門基礎科目											
共通科目	外国語科目（注 1）				8						8		

（注 1）修得した古典文献研究法（4 単位）を外国語科目「国語（古文）」（2 単位）に振り替えることが出来る。

○ 邦楽科（箏曲＜生田流＞専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1年次		2年次		3年次		4年次		単位修得数		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
必修科目	箏曲実技（生田流）	I 6		II 6		III 6		IV 6		24		90		
	三絃実技（生田流）	I 6		II 6		III 6		IV 6		24				
	歌唱（生田流）	I 4		II 4		III 4		IV 4		16				
	総合実習	I-1 1	I-2 1	II-1 1	II-2 1	III-1 1	III-2 1	IV-1 1	IV-2 1	8				
	箏曲生田流演奏論	4								4				
	邦楽実技論	4								4				
	学内演奏					2				2				
	卒業演奏							4		4				
専門科目	ソルフェージュC-a	2	2							4		124		
	研究旅行					2								
	関連箏曲II					2								
	副科実技					2~4								
選択科目	山田流箏曲							2				10	10	
	邦楽合奏研究					2								
	芸術情報概論	2												
	日本・東洋音楽史					4								
	邦楽歌詞研究					4								
	邦楽概論D					2								
	保健体育					2								
	ソルフェージュC-b		2	2										
共通科目	古典文献研究法（注1）					4						24	16	
	教養科目	一般教養科目				16								
	専門基礎科目													
	外国語科目（注1）					8							8	

(注1) 修得した古典文献研究法（4単位）を外国語科目「国語（古文）」（2単位）に振り替えることが出来る。

○ 邦楽科（尺八専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次 期別	1年次		2年次		3年次		4年次		単位修得数				
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計		
必修科目	主専攻	本曲（　）	I 4		II 4		III 4		IV 4		32	80	124		
		外曲（　）	I 4		II 4		III 4		IV 4						
	総合実習	本曲（　）	I 2		II 2		III 2		IV 2		16				
		外曲（　）	I-1 1	I-2 1	II-1 1	II-2 1	III-1 1	III-2 1	IV-1 1	IV-2 1					
	他流派の尺八								4		4				
	尺八アンサンブル演習								4		4				
	尺八演奏論（注1）								4		4				
	邦楽実技論（注2）			4							4				
	学内演奏								2		2				
	卒業演奏									4	4				
	邦楽合奏研究								2		2				
選択科目	ソルフェージュC-a		2	2							4	20	20		
	尺八闇連実技(箏曲実技)(注3)〈副主専攻〉								2		2				
	尺八闇連実技(三絃実技)(注3)〈副主専攻〉								2		2				
	研究旅行							2							
	副科実技							4							
	日本・東洋音楽史						4								
	日本音楽史概説						4								
	東洋音楽史概説						4								
	古典文献研究法（注4）						4								
	邦楽歌詞研究						4								
共通科目	邦楽概論A～F						2～4					24	24		
	保健体育						2								
	芸術情報概論						2								
	教養科目	一般教養科目					16				16				
	専門基礎科目														
	外国語科目（注4）						8				8				

(注1) 尺八演奏論は4年に1回の開講のため、履修に注意すること。

(注2) 邦楽実技論は隔年開講のため、1、2年次で履修すること。

(注3) 箏曲実技・三絃実技は山田流、生田流のどちらかを選択すること。

(注4) 修得した古典文献研究法（4単位）を外国語科目「国語（古文）」（2単位）に振り替えることが出来る。

○ 邦楽科（能楽専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1年次		2年次		3年次		4年次		単位修得数		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
必修科目	主専攻謡（能楽）	I 8		II 8		III 8		IV 8		32		90	124	
	仕舞実技（能楽）又は小舞実技（能楽）	I 4		II 4		III 4		IV 4		16				
	地拍子（観世流）又は（宝生流）	I 2		II 2		III 2		IV 2		8				
	総合実習	I 2		II 2		III 2		IV 2		8				
	学内演奏									2				
	卒業演奏									4				
	副専攻 笛 小鼓 大鼓 太鼓（能楽）	I 1		II 1		III 1		IV 1		4				
		I 1		II 1		III 1		IV 1		4				
		I 1		II 1		III 1		IV 1		4				
		I 1		II 1		III 1		IV 1		4				
選択科目	邦楽実技論				4					4		10	10	
	研究旅行								2					
	他様式の能楽								1～2					
	副科実技							2～4						
	邦楽関連実技（　）（注1）					2～4								
	日本・東洋音楽史					4								
	古典文献研究法（注2）					4								
	邦楽歌詞研究					4								
共通科目	ソルフェージュC-a	2	2									16	24	
	保健体育					2								
	教養科目	一般教養科目				16								
	専門基礎科目													
	外国語科目（注2）					8					8			

(注1) 江戸祭囃子実技、歌舞伎下座大太鼓演習は隔年に開講する。

(注2) 修得した古典文献研究法（4単位）を外国語科目「国語（古文）」（2単位）に振り替えることが出来る。

○ 邦楽科（能楽囃子専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次 期別	1年次		2年次		3年次		4年次		単位修得数		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
必修科目	主専攻 笛 小鼓 大鼓 太鼓 (能楽囃子)	I	8		8		8		8		32		
	総合実習	I	2		2		2		2		8		
	学内演奏									2		2	
	卒業演奏									4		4	
	副専攻 笛 () 小鼓 (能楽囃子) 大鼓 太鼓 ()	I	2		2		2		2		8		
	副専攻 謡曲 (能楽囃子)	I	2		2		2		2		8		
	副専攻仕舞 (能楽囃子)						III	2		IV	2		4
	邦楽実技論				4							4	
	研究旅行								2				
	他様式の能楽								1~2				
選択科目	副科実技								2~4				
	邦楽関連実技 () (注1)						2~4						
	日本・東洋音楽史						4						
	古典文献研究法 (注2)						4						
	邦楽歌詞研究						4						
	ソルフェージュC-a	2	2										
	保健体育						2						
共通科目	教養科目 一般教養科目						16				16		
	専門基礎科目												24
	外国語科目 (注2)						8				8		

(注1) 江戸祭囃子実技、歌舞伎下座大太鼓演習は隔年に開講する。

(注2) 修得した古典文献研究法（4単位）を外国語科目「国語（古文）」（2単位）に振り替えることが出来る。

○ 邦楽科（雅楽＜笙・簞篥・龍笛＞専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1年次		2年次		3年次		4年次		単位修得数		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
必修科目	(龍笛)	I		II		III		IV				74		
	雅楽実技（笙）		8		8		8		8		32			
	（簞篥）													
	雅楽合奏実技	I	2	II	2	III	2	IV	2		8			
	総合実習	I-1 1	I-2 1	II-1 1	II-2 1	III-1 1	III-2 1	IV-1 1	IV-2 1		8			
	学内演奏									2	2			
	卒業演奏									4	4			
	歌物実技	I	2	II	2	III	2	IV	2		8			
専門科目	舞楽実技	I	2	II	2	III	2	IV	2		8	124		
	雅楽理論（注1）									4	4			
	研究旅行（注2）									2				
	邦楽合奏研究									2				
	副科邦楽実技									2~6				
	邦楽関連実技（）（注3）									2~4				
	邦楽概論A~F									2~12			26	26
	日本・東洋音楽史									4				
	古典文献研究法（注4）									4				
	邦楽歌詞研究									4				
選択科目	邦楽実技論（注5）				4							26		
	保健体育									2				
共通科目	教養科目	一般教養科目								16		24		
		専門基礎科目												
	外国語科目（注4）									8				

（注1）雅楽理論は隔年開講のため、開講年度に注意して履修すること。

（注2）研究旅行は新4年次に参加すること。

（注3）江戸祭囃子実技、歌舞伎下座大太鼓演習は隔年に開講する。

（注4）修得した古典文献研究法（4単位）を外国語科目「国語（古文）」（2単位）に振り替えることが出来る。

（注5）邦楽実技論は隔年開講のため、開講年度に注意して履修すること。

○ 楽理科

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次	1年次		2年次		3年次		4年次		単位修得数				
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計		
必修科目	音楽学概説	12	12								24	62	124		
	音楽学実習（注1）				III 2		IV 2				4				
	卒業論文（注2）										4				
	楽書講読（英）	2									2				
	初級演習	4									4				
	音楽学講義（注3）					12					12				
	音楽学演習							4			4				
専門科目	ソルフェージュA	2	2	2	2						8	24	24		
	和声	8													
	音楽学関連専門基礎科目（注4）				8～12										
	研究旅行							2							
	楽書講読（英以外）							4							
選択科目	実技（副科／楽理科開設）							4							
	一般教養科目（注5）							24			24	14	38		
	外国語科目I（10単位）							10							
共通科目	外国語科目II（4単位）							4							

(注1) 音楽学実習：早期卒業の認定を受けた者は、3年次に4単位履修する。

(注2) 卒業論文：早期卒業の認定を受けた者は、3年次に履修する。

(注3) 音楽環境創造科開設科目の「ポピュラー音楽研究」の単位をあてることができる。

(注4) 音楽学関連専門基礎科目：次に掲げる科目を認定可能なものとして指定する。

(通年授業：各4単位)

声楽史、オペラ史、鍵盤音楽史、室内楽史、管弦楽史、楽器学、ジャズ・ポピュラー音楽、対位法、管弦楽概論、音楽分析

(半期授業：各2単位)

作曲家作品研究A～D、邦楽概論A～F

(集中講義：各2単位)

音楽学関係科目1、2

(注5) 一般教養科目：24単位中8単位までは専門基礎科目によって振り替えることができる。ただし「西洋音楽史」「日本・東洋音楽史」「音楽リサーチ法I・II」は単位修得を認めない。専門科目として履修した科目の重複履修は認めない。

○ 音楽環境創造科

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次 期別	1年次	2年次	3年次	4年次	単位修得数			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計
専門科目	スタディ・スキル（注1）	4					4		52	124
	プロジェクト（注2）		II 8	III 8			16			
	卒業制作・研究					8	8			
	音楽文化史		4				4			
	音楽基礎演習（初級、中級又は上級）		4				4			
	音楽環境創造概説1～4		16				16			
選択科目	特殊講義・演習 (音楽環境創造科開設)			40			40		48	
	副科実技			2～6						
	美術学部開設科目（注3）				2～6					
	芸術情報センター開設科目									
共通科目	教養科目	一般教養科目			12～16				24	24
		専門基礎科目								
	外国語科目（注4）			8～12						

(注1) スタディスキル：論文作成やプレゼンテーションのために必要なスキルを学ぶ。

後期に実施するアートパスの運営も含める。

(注2) プロジェクトは学科が開設するいずれかのプロジェクトを選択して履修すること。

(注3) 美術学部開設の交流科目（一般教養科目、外国語科目及び保健体育科目を除く。）を指す。

(注4) 「英語入門Ⅰ・Ⅱ」及び「英語Ⅰ」は履修対象外とする。

VIII. 教職課程

卒業後、教職に就く意志のある者は、教員免許状を取得するために、本学部の卒業要件単位を修得とともに、「教職に関する科目」「教科に関する科目」「教職・教科以外の科目」の所定の単位を修得しなければならない。

なお、中学校教諭の免許状を取得するには、さらに「介護等の体験」が必要である。(平成10年度入学生より適用)

1. 免許状の種類

教 科	免 訸 状 の 種 類	備 考
音 楽	中学校教諭 1種免許状 高等学校教諭 1種免許状	同一の所定単位で、2種類の免許状を同時に取得することができる。

※所定の教職課程の単位を修得し、大学院修士の学位を取得した者は、「専修免許状（中学・高校）」を取得することもできる。

2. 教職に関する科目（卒業要件単位には含まれない。）

教員免許法で定めている科目	本学部開設の該当科目及び単位数	履 修 方 法
教職の意義等に関する科目	教職概論 2	
教育の基礎理論に関する科目	教育原理（教育に関する社会的、制度的又は経営的事項を含む） 2 教育原理Ⅱ 2	1、2年次に履修
	教育心理学（青年心理学を含む） 2	「心理学概説」を修得後、履修することが望ましい 2、3年次に履修
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論 1 音楽教科教育法Ⅰ 4 音楽教科教育法Ⅱ 4	2年次に履修 3年次に履修 音楽教科教育法Ⅰを修得後に履修すること
	道德教育の研究 2 特別活動の研究 1 教育方法学 1	1、2年次に履修 2、3年次に履修 2、3年次に履修
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の研究 2 進路指導・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。） 2	2、3年次に履修 2、3年次に履修
教育実習	教育実習（事前事後指導を含む。） 4 中学校教諭免許状 5 高等学校教諭免許状 3	年次に履修 1、2年次に履修すべき科目の単位を修得している者に限る
教職実践演習	教職実践演習（中・高） 2	4年次教育実習後に履修
介護等体験	介護等体験（事前指導を含む。） 1	☆中学校教諭免許のみ必要
計	中学校教諭免許状 32 高等学校教諭免許状 28	

3. 教科に関する科目

「教科に関する科目」は、教員免許法で定められているとおりに単位を修得することが必要であるが、この単位の中には、各科（専攻）の必修科目（卒業要件単位）として含まれているもの（表中☆）もあるので、それ以外の指定する科目（表中○）を修得すれば、所定の単位を満たすことができる。

また、この際に修得した単位は、各科（専攻）のカリキュラムに従い、選択科目または自由科目の単位として認められる。

「日本の伝統的な歌唱」と「和楽器実技」は2年次以降に履修すること。なお、「副科実技（邦楽）」の中にはこれらの単位に代えられるものもある。（49頁参照）

※「和楽器実技」を失格又は不可の者は、同じ楽器での再履修を認めない。

○作曲科（○の科目は「教科に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	○副科独唱 ○副科合唱 ○日本の伝統的な歌唱	2 2 1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	☆ピアノ ○器楽合奏（リコーダー合奏）（注） ○和楽器実技	☆ 1 1
指揮法	○指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び民族音楽を含む。）	☆音楽理論・作曲法 ○西洋音楽史 ○日本・東洋音楽史	☆ 4 4

（注）「器楽合奏」の単位については、「合奏Ⅲ」「管打合奏」「西洋古楽演奏」「東洋音楽演奏」「ガムラン演奏」の履修も該当するが、教職上、なるべく「リコーダー合奏」（集中講義）を履修すること。

○声楽科（○の科目は「教科に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	☆声楽実技 ☆合唱 ○日本の伝統的な歌唱	☆ ☆ 1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	○ピアノ ○器楽合奏（リコーダー合奏）（注） ○和楽器実技	2 1 1
指揮法	○指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び民族音楽を含む。）	☆和声・音楽理論他 ○西洋音楽史 ○日本・東洋音楽史	☆ 4 4

（注）「器楽合奏」の単位については、「合奏Ⅲ」「管打合奏」「西洋古楽演奏」「東洋音楽演奏」「ガムラン演奏」の履修も該当するが、教職上、なるべく「リコーダー合奏」（集中講義）を履修すること。

○器楽科（ピアノ）（◎の科目は「教科に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	◎副科独唱 ◎副科合唱 ◎日本の伝統的な歌唱	2 2 1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	☆ピアノ ☆合奏・伴奏 ◎和楽器実技	☆ ☆ 1
指揮法	◎指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び民族音楽を含む。）	☆和声・音楽理論他 ☆西洋音楽史 ◎日本・東洋音楽史	☆ ☆ 4

○器楽科（オルガン）（◎の科目は「教科に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	◎副科独唱 ◎副科合唱 ◎日本の伝統的な歌唱	2 2 1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	☆オルガン ☆アンサンブル ◎和楽器実技	☆ ☆ 1
指揮法	◎指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び民族音楽を含む。）	☆和声・音楽理論他 ☆西洋音楽史 ◎日本・東洋音楽史	☆ ☆ 4

○器楽科（弦楽）（◎の科目は「教科に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	◎副科独唱 ◎副科合唱 ◎日本の伝統的な歌唱	2 2 1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	☆専門実技 ☆ピアノ ◎和楽器実技	☆ ☆ 1
指揮法	◎指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び民族音楽を含む。）	☆和声・音楽理論他 ☆西洋音楽史 ◎日本・東洋音楽史	☆ ☆ 4

○器楽科（管打楽）（◎の科目は「教科に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	◎副科独唱 ◎副科合唱 ◎日本の伝統的な歌唱	2 2 1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	☆専門実技 ☆ピアノ ◎和楽器実技	☆ ☆ 1
指揮法	◎指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び民族音楽を含む。）	☆和声・音楽理論他 ☆西洋音楽史 ◎日本・東洋音楽史	☆ ☆ 4

○器楽科（古楽・チェンバロ）（◎の科目は「教科に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	◎副科独唱 ◎副科合唱 ◎日本の伝統的な歌唱	2 2 1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	☆専門実技 ☆古楽アンサンブル ◎和楽器実技	☆ ☆ 1
指揮法	◎指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び民族音楽を含む。）	☆和声・音楽理論他 ☆西洋音楽史 ◎日本・東洋音楽史	☆ ☆ 4

○器楽科（古楽・バロックヴァイオリン、リコーダー）（◎の科目は「教科に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	◎副科独唱 ◎副科合唱 ◎日本の伝統的な歌唱	2 2 1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	☆専門実技・チェンバロ ☆古楽アンサンブル ◎和楽器実技	☆ ☆ 1
指揮法	◎指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び民族音楽を含む。）	☆和声・音楽理論他 ☆西洋音楽史 ◎日本・東洋音楽史	☆ ☆ 4

○指揮科 (◎の科目は「教科に関する科目」の必修科目)

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	◎副科独唱 ◎副科合唱 ◎日本の伝統的な歌唱	2 2 1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	☆ピアノ ◎器楽合奏（リコーダー合奏）（注） ◎和楽器実技	☆ 1 1
指揮法	☆指揮実技理論	☆
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び民族音楽を含む。）	☆和声・音楽理論他 ◎西洋音楽史 ◎日本・東洋音楽史	☆ 4 4

(注) 「器楽合奏」の単位については、「合奏Ⅲ」「管打合奏」「西洋古楽演奏」「東洋音楽演奏」「ガムラン演奏」の履修も該当するが、教職上、なるべく「リコーダー合奏」（集中講義）を履修すること。

○邦楽科 (◎の科目は「教科に関する科目」の必修科目)

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	◎ソルフェージュ C-a	4
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	◎副科独唱 ◎副科合唱 ☆日本の伝統的な歌唱（注3）	2 2 1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	◎ピアノⅡ※ ◎器楽合奏（リコーダー合奏）（注1） ☆和楽器実技（注3）	2 1 1
指揮法	◎指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び民族音楽を含む。）	◎西洋音楽理論I（和声初級） ◎西洋音楽史 ◎日本・東洋音楽史	4 4 4
その他の科目 右記の科目より14単位以上を履修する。	☆邦楽科総合実習 ◎ソルフェージュ C-b 邦楽実技論 ピアノⅡ（※を超えて取得した単位） 副科実技（鍵盤楽器・弦楽器・管打楽器） 管打合奏 西洋古楽演奏 東洋音楽演奏 ガムラン演奏 西洋音楽理論II（注2）	2 4 4 (3単位目から) 1～ 2～ 2～ 2～ 2～ 2～ 4

(注1) 「器楽合奏」の単位については、「合奏Ⅲ」「管打合奏」「西洋古楽演奏」「東洋音楽演奏」「ガムラン演奏」「邦楽合奏研究」（箏曲＜山田流＞、箏曲＜生田流＞、尺八、雅楽）の履修も該当するが、教職上、なるべく「リコーダー合奏」（集中講義）を履修すること。

(注2) 西洋音楽理論IIは「和声中級」「対位法」「管弦楽概論」の科目がある。

(注3) 邦楽科の専攻により1単位以上修得する必要があるので事前に教務係で確認すること。

○楽理科（○の科目は「教科に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	○副科独唱 ○副科合唱 ○日本の伝統的な歌唱	2 2 1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	○ピアノ ○器楽合奏（リコーダー合奏）（注1） ○和楽器実技	2 1 1
指揮法	○指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び民族音楽を含む。）	○和声・音楽理論他（注2） ☆音楽史	4 ☆

(注1) 「器楽合奏」の単位については、「合奏Ⅲ」「管打合奏」「西洋古楽演奏」「東洋音楽演奏」「ガムラン演奏」の履修も該当するが、教職上、なるべく「リコーダー合奏」（集中講義）を履修すること。

(注2) 「和声」あるいは、「対位法」「管弦楽概論」「音楽分析」の中から修得すること。

○音楽環境創造科（○の科目は「教科に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	○ソルフェージュ（音楽基礎演習AまたはB）（注1）	4
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	○副科独唱 ○副科合唱 ○日本の伝統的な歌唱	2 2 1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	○ピアノ ○器楽合奏（リコーダー合奏）（注2） ○和楽器実技（注3）	2 1 1
指揮法	○指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び民族音楽を含む。）	○音楽理論演習 ○西洋音楽史 ○日本・東洋音楽史	2 4 4
その他の科目 右記の科目を履修すること。	○プロジェクト1（作曲） ○卒業制作・研究（音楽作品制作）	8 8

(注1) 音楽環境創造科設置のソルフェージュ（音楽基礎演習A）又はソルフェージュ（音楽基礎演習B）を履修すること。

(注2) 「合奏Ⅲ」「管打合奏」「西洋古楽演奏」「東洋音楽演奏」「ガムラン演奏」の履修も該当するが、教職上、なるべく「リコーダー合奏」（集中講義）を履修すること。

(注3) 「和楽器実技」を必ず履修すること。

※ 音楽環境創造科の教職課程履修希望者は、学科専任教員の面接を受け、「教科に関する科目」の履修についてその指導に従うこと。

4. 教職・教科以外の科目

教員免許法で定めている科目・単位数		本学部開設科目・単位数		備考
日本国憲法	2	法学（日本国憲法を含む）	4	必修
体育	2	体育 I	2	必修
外国語コミュニケーション	2	英語・独語・仏語・伊語・露語・スペイン語	2～	2 単位以上履修
情報機器の操作	2	芸術情報概論 A または B	2	2 単位以上履修
		芸術と情報	2	
		情報メディア学	2	
そ の 他		一般教養科目的「思想史」「哲学」「倫理学」「宗教学」の中より、いずれか 1 科目を履修することが望ましい。 「副科邦楽実技（日本舞踊を除く）」あるいは専門基礎科目的「邦楽概論 A～F」「邦楽実技論」の中より、いずれか 1 科目を履修することが望ましい。		

5. 他の大学または短期大学において修得した教職関連科目の単位の取り扱い

中学・高校 1 種免許の課程認定を受けている他の大学（4 年制）で、教職科目の単位を修得した者は、下記の基準により、その単位を申請できる。（認定という形はとらないが、本学での再履修の必要はない。）

なお、短期大学を卒業した者は、教職科目の単位を修得していても中学校及び高等学校教諭 1 種免許状取得のための単位申請はできない。（本学で新たに履修しなおすこと。）ただし、単位認定できる場合もあるので、教務係に相談すること。

(1) 申請できる教職関連科目

① 「教職に関する科目」—教員免許法で定めている科目に該当する科目。

本学部での該当科目は 43 頁 2. 「教職に関する科目」の表のとおり。

② 「日本国憲法」・「体育」・「外国語コミュニケーション」・「情報機器の操作」

本学部での該当科目は上記 4. 「教職・教科以外の科目」の表のとおり。

(2) 申請手続

免許状申請時に授与願を出身大学に提出し、単位取得の証明を受けること。

（51 頁を参照のこと。）

6. 「和楽器実技」・「日本の伝統的な歌唱」を代用できる「副科実技（邦楽）」科目一覧

「和楽器実技」を代用できる科目名					
長唄三味線	邦楽囃子（笛）	箏曲（山田流）	尺八（琴古流）	能楽囃子（笛）	雅楽
常磐津三味線	（小鼓）	箏曲（生田流）	（都山流）	（小鼓）	
清元三味線	（大鼓）			（大鼓）	
	（太鼓）			（太鼓）	

「日本の伝統的な歌唱」を代用できる科目名				
長唄	清元	常磐津	能楽（観世流）	能楽（宝生流）

7. 教育実習

○ 教育実習履修者

教育実習は、次の要件をすべて満たしている者が履修できる。

- (1) 4年次以上の学生であること。
- (2) 学部卒業に必要な単位修得見込者であること。
- (3) 教育職員免許状取得に必要な教職科目的単位修得の見込が確実な者であること。
- (4) 教職に就く意志の有る者であること。

○ 履修届の提出

- (1) 3年次に教務係に届け出る（実習を行う4年次ではないので間違えないこと）。
- (2) 教育実習と履修届の説明は、3年次に履修する「音楽教科教育法Ⅱ」の授業で行う（4月下旬頃の予定）。
- (3) 履修届の受付は、3年次の6月30日に締切る。
- (4) 上記2項目の日程の確認・変更は、毎年、学事暦、教務係の掲示及び授業の際の指示により行うので、3年次には注意すること。
- (5) 教務システムでの履修登録は、実習を行う4年次に別途必要となるので忘れずに行うこと。

○ 教育実習の方法（下記（1）又は（2）のいずれか一つの方法で行う。）

- (1) 都内私立中学・高校及び東京都以外の公・私立中学・高校で行う教育実習。

主として上記学校の出身者がこれに該当する。

この場合、事前にその学校に連絡して内諾を得ること。

- (2) 都内公立中学・高校で行う実習

前期(1)の方法によれない者及び都内公立中学・高校出身者が該当する。

この場合、大学から東京都教育委員会に一括申請して、その指示によって行うので、必ずしも希望した学校で実習を行えるとは限らない。

従来の実績から見て、(2)の方法による東京都教育委員会からの実習校の割り当ての数は非常に少ないので、なるべく(1)の方法により実習を行うこと。その方法としては、1年次から内諾をお願いし、3年次の6月までに実習希望校を訪問して受け入れの諾否を確認しておくこと。その後の手続等は、それぞれの実習校の実状に応じて教務係において行う。

- (3) 期間及び時期

教育実習の期間及び時期は、実習校の実状に応じて行うこと。この場合、欠席する授業は欠席扱いとしない（公欠扱い）ので、各教員に教育実習のため欠席する旨を事前に届けておくこと（届出用紙は教務係窓口にある）。

- (4) オリエンテーション

実習に関するオリエンテーション授業を4月～5月（実習を行う年）に行い、この際に必要書類・用紙等を配布するので、必ず出席すること（日時については4月に掲示）。

- (5) 健康診断

4月に行われる定期健康診断（内科・レントゲン撮影・視力等）を必ず受けておくこと。

8. 介護等の体験

中学校教諭の免許状を取得しようとする者は、介護等の体験を行わなければならない。

○ 介護等の体験の内容

特別支援学校または社会福祉施設その他の施設（法で定められた「受入施設」）において障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を指す。

(1) 体験の期間（7日間）

免許状取得までの間に行うこととし、受入施設等において連続して介護等の体験を行う場合のほか、異なる2以上の受入施設等において1日単位で行うことも可能。（大学の休業期間中や土曜・日曜に行うことも可能）また、7日間の内訳については、社会福祉施設5日間、特別支援学校2日間とすることが望ましい。

(2) 中学校教諭の免許状の授与を受けようとする場合は、介護等の体験を行った受入施設等から「介護等の体験に関する証明書」を発行してもらうこと。

(3) 受入施設等によっては、必要な経費の徴収等が行われる場合がある。

(4) 介護等の体験に伴い、想定される事故等に対応した保険への加入が必要である。

（注）平成10年度入学生より適用されるが、平成10年3月31日以前の卒業者であっても、教員免許状取得のための所要資格を得ていない者が、平成10年4月以降に科目等履修生として在学し、免許状取得のため単位修得をする場合は、介護等の体験を行うことが必要である。

なお、介護等に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者または身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者は、この介護等の体験を要しない。

○ 実施方法等

(1) 介護等の体験を行う者は、あらかじめ大学に履修計画書を提出すること。（その他、詳細については、追つて掲示等により発表する。）

9. 教員免許状

教員免許状は、大学の所定単位を修得しても、本人が授与願の申請を大学または教育委員会に行わない限り、免許状は発行されない。

(1) 免許状授与願の申請

申請区分	対象	手続場所	手続期間	申請手順
一括申請	在学生	学生支援課	6月下旬～7月中旬	<p>① 所定手数料と印鑑を持参し、手続きをする。 ② 他大学出身者は申請手続時に窓口で相談すること。 (一括申請者の手續はここで終了)</p>
個人申請	卒業生	現住所の都道府県教育委員会	教育委員会によって異なる	<p>③ 本学で「授与願」に単位修得証明を受ける。 ④ 個人申請者は「授与願」を教育委員会に提出する。</p>

（注）平成10年度入学生より、中学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、介護等の体験を行った学校又は施設の長が発行する「介護等の体験に関する証明書」を提出すること。

(2) 授与された免許状について

免許状は、再発行されないので各自大切に保管すること、万一、紛失等した場合は、教育委員会に「免許状授与証明書」を申請すること。この場合、自己の免許状の種類、番号が必要となるので、紛失等に関係なく、免許状のコピーを各自保存しておくことが望ましい。

IX. 博物館学課程（学芸員資格）

博物館法施行規則に定める科目		本学開設の該当科目及び単位数			
科 目	単位数	科 目	単位数	備 考	
必修科目	生涯学習概論	2	生涯学習概論	2	大美
	博物館概論	2	博物館概論 A・B	2	大美 A・B いずれか1科目を選択
	博物館経営論	2	博物館経営論	2	大美
	博物館資料論	2	美術館資料論 A・B	2	大美 A・B いずれか1科目を選択
	博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2	大美
	博物館展示論	2	企画展示論	2	大美
	博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2	大美
	博物館教育論	2	博物館教育論	2	大美
	博物館実習	3	美術館実習 A・B	3	大美 A・B いずれか1科目を選択
選択科目	文化史 美術史 考古学 民俗学 自然科学史 物理 化学 生物学	8	文化人類学	4	音
			音響学	4	音
			芸術文化環境論	4	音
			西洋音楽史	4	音
			楽器学	4	音
			日本・東洋音楽史	4	音
			西洋音楽史概説	4	音
			日本音楽史概説	4	音
			東洋音楽史概説	4	音
			音楽民族学概説	4	音
			音楽音響学	4	音
			芸術情報概論A	2	芸
			芸術情報概論B	2	芸

※他大学出身者で、本学での学芸員資格取得を希望する者は、選択科目8単位を全て本学で履修しなければならない。

(備考) 1 表記中「大美」は、大学美術館開設科目を示す。

2 表記中「音」は、音楽学部開設で美術学部学生も履修できる交流科目を示す。

3 表記中「美」は、美術学部開設で音楽学部学生も履修できる交流科目を示す。

4 表記中「芸」は、芸術情報センター開設科目の交流科目を示す。

博物館や美術館などには、博物館法に基づき資料の収集、保管、展示及び調査研究などに関する専門的職務を行う者として学芸員が置かれている。

学芸員となる資格を得るためにには、学士の学位を有し、博物館法施行規則に定める博物館に関する科目の単位を取得していなければならない。

本学では、学芸員資格取得の科目として上記のとおり開設しているが、単に資格を取るだけという安易な姿勢での履修は、各自の専攻分野の学修を阻害することにもなりかねないので、目的意識をしっかりと持った学修が必要となる。

博物館の範囲はきわめて広く、学芸員の職務も博物館の内容により、その専門分野は大きく異なる。

また、学芸員職としての採用は、極めてむずかしく、この点からも専門的な知識・技能・経験を深めるための積極的な学修が必要となる。

(なお、博物館学課程を大学院において履修することも不可能ではないが、短期間での履修となることから、各自の研究分野での学修を妨げることのないように、しっかりと計画を立てて履修すること。)

1. 課程表

1. 必修科目は表に示した科目をすべて履修すること。
2. 美術館実習は、他の必修科目を履修、単位を修得した者が4年次以降に履修すること。
3. 美術館実習は、学部生4年次以降で履修可能で、他の必修8科目の単位を全て取得してから受講することが望ましいが、美術館実習と同年度中に全ての単位を取得できる見込みがある者は履修可能。
4. 博物館経営論、博物館教育論及び美術館実習は、集中講義で行う。
5. 選択科目は、本学における開設科目の中から8単位以上を修得すること。
6. 選択科目については、卒業要件単位として修得したものを見てることができる。
7. 所定の単位を修得し、学士の学位を有する者については、学芸員資格証明書を交付する。(申請しないと交付されない。卒業予定者については、掲示等で手続方法を通知する。)
8. 本学の博物館学学芸員課程は、美術系博物館・美術館および美術資料の取り扱いに重点を置いているので、他大学で履修した必修科目のうちで、本学で認定される科目は限られる。「2.」を参照すること。

2. 他の大学において修得した博物館学関連科目の単位の取り扱い

他の大学で、博物館学課程科目の単位を修得した者は、下記の基準により、その単位を申告することができる。
(認定という形はとらないが、本学での再履修の必要はない。)

(1) 申告できる博物館学課程科目

生涯学習概論、博物館概論、博物館経営論、博物館情報・メディア論、博物館教育論
該当科目は、52頁博物館学課程（学芸員資格）一覧表参照
(「選択科目」にあたるものは、すべて本学で履修しなければならない。)

(2) 申告方法

出身大学等の「博物館法施行規則に基づいた単位取得証明書」を履修登録期間中に教務係に提出すること。
内容を確認後、教務係から本人に通知するので、それに従い、必要な履修をすること。

3. その他

博物館学課程履修に関する連絡は、美術学部中央棟1階の掲示板で行う。履修者は必ず確認すること。

X. 履修登録

履修登録とは毎年度初め、指定された期日（学事曆及び掲示を参照）に、その年度において履修するすべての科目を届け出る手続きのことである。教務システム（G-net）を使用し履修登録するとともに、「履修記録票」を作成し、各自で保管しなければならない。登録にあたっては、各自が責任を持って「履修便覧」「授業時間割」「授業計画書」等を検討し、その年度だけでなく翌年度以降のことを考慮して、計画的に履修すること。

なお、千住校地に関わる事柄を、必要に応じて枠内に補記する。

1. 登録上の注意事項

- (1) 登録は定められた期日に本人が行うこと。（やむを得ない理由により、期日までに手続きできない学生は、事前に教務係に連絡すること。）
・音楽環境創造科学生は、千住校地事務室に連絡すること。
- (2) 登録した科目でなければ単位を修得できない。
- (3) 一部の科目を除き、すでに単位を修得した科目は、原則として登録できない。
- (4) 登録の変更・追加・取消は、原則としてできない。
- (5) 二重登録（同一授業時間に2科目以上を登録する）をした場合、両科目とも無効とする。
- (6) 年次・クラス指定：本学部では、履修年次が指定されている科目、クラスが指定されている科目があるので、注意すること。（原則として、定められた年次・クラスを履修すること。）
- (7) 副科実技・和楽器実技・室内楽・ソルフェージュ・教育実習・介護等体験については、学事曆や担当の教員室から指定された期間に、履修希望調査を行うので、注意すること。なお、教務システム（G-net）への登録も必要なこと。
- (8) 「履修記録票」は、自分が履修登録した科目を所定欄に記入し、各自で保管すること。
- (9) 1年間に履修登録することができる単位数は、44単位を上限とする。ただし、教職課程のうち「教職に関する科目」、博物館学課程のうち「必修科目」及び単位互換制度により他大学等で修得した認定単位を除く。
なお、4年生以上の学生については、上限を定めない。
- (10) 履修登録の手続きをしない者は、その年度における履修の権利を放棄したものとみなす。

XI. 授業・試験関係

- (1) 授業に出席し、試験に合格すると、その授業の単位を取得することができる。取得した単位数が、カリキュラム表に定められた卒業要件単位数を満たせば、卒業することができる。
- (2) 試験を受けるためには、音楽学部規則によりその授業の時間数の3分の2以上の出席日数が必要と決められているが、出席日数を計算しながら、授業を受けるようなことは本末転倒である。授業に出るのは、「単位を取る」ためではなく、学生が自ら学びたいと希望した専門分野の知識やスキルを修得するためであることを忘れずに、（授業中の私語や携帯メールは慎み、）誠実な態度で授業に臨むこと。
- (3) 試験では、不正行為（カンニング等）は厳禁である。例えば、机の中に物を入れないとの注意にもかかわらず、机の中のメモが発見されたケースがある。試験の際には、試験監督者の指示に従い、試験を受けること。
また、試験に相当するレポートの作成に当たっては、代筆や人のレポートの丸写しなども、たとえ一部であっても絶対にしないこと。
こうした不正行為は、懲戒処分の対象となる。

XII. 他大学等において修得した単位の認定

本学部入学前に、他大学等において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、その申請に基づき、下記の基準により本学部の単位として認定する。（教職課程の単位の取扱については、49頁を参照のこと。）

1. 単位認定の基準

合計30単位までを、次の基準により認定する。

科 目 名	基 準
一般教養科目	16単位までを認定する。
外 国 語 科 目	1ヶ国語に限り、12単位までを認定する。ただし、音楽環境創造科入学者は卒業要件単位の英語は免除されない。
保健体育科目	理論・実技の区分のある場合、両方の単位を修得（併せて2単位以上修得）していれば、「体育I（2単位）」の単位として認定する。 理論・実技の区分のない場合、2単位以上修得していれば、「体育I（2単位）」の単位として認定する。 ただし、理論のみ・実技のみの場合は認定しないので、教職課程に必要な科目としては、「体育I」の授業を履修すること。

2. 単位認定の申請

定められた期日までに、所定の申請書に他大学等の「単位修得成績証明書」を添付して、教務係に提出すること。

単位認定された授業科目を本学で再履修しても単位加算されないので、注意すること。

XIII. 学生生活

1. 学内在留時間

平日（月～金曜）	7：30～21：00
土・日・祝日	9：00～16：00
休業期間中	9：00～16：00

下校時間を厳守すること。また、入学試験実施その他による登校禁止等については、その都度、掲示により連絡する。なお、土・日・祝日については、入構の際、守衛所に学生証を預け、所定の手続きを取ること。

- 千住校地は、次のとおり。
平日（月～金曜） 7：30～21：00（入構は20：30まで）
土・日・祝日 9：00～16：00
休業時間中 9：00～16：00
- なお、正面自動扉が施錠されている時は、自動扉脇の通用口を、学生証を用いて解錠して入ること。

2. 練習時間（上野校地）

平日（月～金曜）	7：30～21：00
土・日・祝日	9：00～16：00
休業期間中	9：00～16：00

練習時間は、学内在留時間と同じであり、この時間帯以外の使用は、一切認めない。時間延長等は、一切行わないでので、終了時間を厳守すること。

また、学外者の使用は、一切認めない。

なお、ホールや教務係管理・各科管理の練習室等の使用については、それぞれに定められている使用要領等に従うこと。

- ・千住校地音楽演習室等の利用時間については、別途、音楽環境創造科教員室から通知する。

3. 事務取扱い時間（音楽学部）

平日（月～金曜） 9：00～12：30

13：30～16：30

上記時間帯以外は、事務取扱いをしない。

- ・前記は、上野校地教務係の事務取扱い時間である。
- ・千住校地においては、学生に関する業務は、千住校地事務室で取り扱う。
- ・千住校地事務室の事務取扱い時間

平日（月～金曜） 8：30～12：30

13：30～17：15

4. 連絡・伝達事項

各科あるいは授業時に教員から指示される事項を除き、大学から学生への連絡・伝達事項は、特別の事情によるもの以外、すべて掲示により行う。音楽学部における学生への連絡・伝達用の掲示板は、教務係前、5-109室前に設置してあるので、登・下校時には必ず確認しておくこと。

- ・千住校地における掲示板：正面エントランス

○ 構内放送

火事等の災害時における緊急を要する場合及び多数の学生に知らせる必要のある場合は、構内放送で連絡する。

○ 電話での問い合わせ

- (1) 学生からの電話による問い合わせには応じないので、窓口に出向いて問い合わせること。
- (2) 学外者からの電話の取り次ぎは、緊急を要する場合以外、一切行わない。
- (3) 学外者からの学生の住所・電話番号等の問い合わせには、一切応じない。

5. 授業料の納入

- (1) 授業料は、大学から保証人宛に送られる振込依頼書により振込むこと。
- (2) 納入は、前・後期の2期に分けて、年額の半額ずつ納入すること。
- (3) 納入期限は、前期：4月30日、後期：10月31日である。

6. 学生証

- (1) 本学学生として常に携帯すること。
- (2) 有効期限は4年間で、留年等で更新手続きが必要な場合は所定の手続きを取ること。
- (3) 改姓、住所変更等、記載事項に変更が生じた場合は、必ず届け出ること。また、紛失した場合には、すみやかに再交付の手続きをすること。

- (4) 本学学生の身分を離れた時は、すみやかに学生証を返還すること。
- (5) 学生証に関する手続き等は、音楽学部教務係で行う。また、学生証に違法使用（他人への譲渡、記載事項の無断変更記入等）があった場合は、大学として厳しく処分する。

・上野校地音楽学部教務係及び千住校地事務室のいずれにおいても、手続きを行うことができる。

7. 通学定期券

- (1) 学生証、通学定期乗車券発行控及び申込用紙（各駅にある）を駅の窓口に提出し、購入する。
- (2) 住所変更等に伴い、通学経路の変更をしたい場合は、通学区間変更の手続きを音楽学部教務係で行うこと。

・上野校地音楽学部教務係及び千住校地事務室のいずれにおいても、手続きを行うことができる。

8. 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

- (1) 学割は、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度であり、学生個人の自由な権利として利用することを前提としているものではないことを念頭におくこと。
- (2) 1人につき年間10枚まで使用でき、発行日より3ヶ月間有効である。
ただし、4年次生以上は1月1日以降に発行したものでも、3月31日を有効期限とする。
- (3) 学割を利用するときは、常に学生証を携帯すること。
- (4) 学割の不正使用は、本人に対する罰則だけでなく、全学生への使用禁止となることもあるので、絶対に行わないこと。
- (5) 学割は学生支援課ロビーにある自動発行機を使って自分で発行すること。

・千住校地では、千住校地事務室で手続きを行うこと。

9. 証明書

各種証明書の発行は、「証明書発行申請書」に必要事項を記入し、音楽学部教務係へ申し込むこと。和文証明書の場合、発行までに3日間程度を要する。教務係窓口で相談が必要な証明書については、窓口に問い合わせること。

なお、英文証明書については、発行まで約1週間を要する。

証明書の名称	条件等
※ 在学証明書	
※ 卒業見込証明書	4年次生以降で卒業見込の者に発行
※ 単位修得・成績証明書	2年次生以降に発行
教育職員免許状取得見込証明書	4年次生以降で卒業見込・免許状取得見込の者に発行
人物証明書・推薦書	教務係窓口で相談のこと
調査書	教務係窓口で相談のこと
卒業証明書	卒業式当日以降の発行
学力に関する証明書	教務係窓口で相談のこと

○ 注意事項

- (1) 「※」印の証明書は自動発行機で自分で発行すること。申請書は不要ない。ただし千住校地においては千住校地事務室に申請書を提出すること。
- (2) 学生個々の理由（手続きの遅れ、差し迫った必要度等）に応じて、証明書を発行することはできないので、

必要な手続きは早めに行い、提出期限を守るように、各自が心がけること。

なお、証明書の交付は、学生本人もしくは保証人に行う。やむを得ず代理人に委任する時は、必ず委任状を添えること。

(3) 自動発行機作動時間は、月曜から金曜（土・日・祝日を除く）までの9:00～17:00まで

・上野校地音楽学部教務係及び千住校地事務室のいずれにおいても、手続きを行うことができる。

10. 各種手続き

各手続きは、病気・ケガ等で来学できない場合を除き、原則として学生本人が行うこと。（身分異動に関係する手続きは、必ず学生本人が行うこと。）

下表に示した各種手続きは、音楽学部教務係（楽器類借用願については演奏・楽器係）で行うこと。

・楽器類借用願を除く各種手続きは、千住校地事務室でも行うことができる。

名 称	手 続 き 等
休 学 願	病気・ケガ等の場合は、診断書を添付する。 (学則第70、71、72条を参照)
復 学 願	病気・ケガ等の理由で休学していた場合は、修学が可能である旨を証明した診断書を添付する。 (学則第73条) 参照
退 学 願	受理された後、学生証を返還する。(学則第74条を参照)
学生個人情報・ 保証人情報変更届	〔住所・電話番号等変更〕学生証を添えて届け出る。 〔改姓〕戸籍抄本等、改姓を証明するものと学生証を添えて届け出る。 〔本籍変更〕戸籍抄本等、変更を証明するものを添えて届け出る。
※保証人の変更、保証人の住所変更については、教務係窓口に問い合わせること。	
学生証再交付願	手数料2,000円を会計課で納付の上、願い出ること。
声種変更届	声楽科学生対象
講義室 使 用 願	教務係管理の講義室を使用する場合に提出する。(第1、2、6ホールの使用手続きは演奏・楽器係で行う。)
曲目提出用紙	学内演奏会・卒業演奏会その他、試験・オーディション等において、演奏曲目を提出する指示があった場合は、期限までに提出すること。
公 欠 届	音楽学部公欠の承認基準を参照
追 試 験 願	音楽学部規則第13条を参照
楽器類借用願	音楽学部規則第23、24、25条を参照
旧姓使用申出	戸籍抄本等を添えて申出る

11. ロッカー

- (1) 学生個人用ロッカーの使用希望者は、毎年5月に使用登録を受け付けるので、定められた期間内に必ず登録すること。
- (2) 使用期間は、翌年4月までの1年間である。継続して使用する場合は、毎年更新する必要があるので、注意すること。(卒業生は、3月までの使用。)
- (3) 卒業生は、卒業時にロッカー内を整理、空にすること。
- (4) 未登録のロッカーについては、その中に入っている私物の内容・種類を問わず、大学ですべて処分する。また、処分された物品について、大学では一切責任を負わないで注意すること。
- (5) 大学では、盗難などについて、一切責任を負ないので、貴重品等は入れないようにし、暗証番号の管理に注意すること。

12. 自転車の登録

- (1) 通学により音楽学部側キャンパスに駐輪を希望する自転車等所有者（自動二輪車、原動付自転車を含む。）は、登録手続きが必要、教務係で必ず登録すること。
- (2) 駐輪場所は、音楽学部5号館ピロティ及び2号館前である。（点字ブロック、奏楽堂や第6ホール入口には駐輪しないこと。）
- (3) 無断駐輪者に対しては告知文を発行する。再三の告知にもかかわらず、無断駐輪を続けている自転車等は、廃棄処分する。なお、その際に要した経費については、当該者に対して請求する場合がある。

・千住校地の駐輪場も自転車等の登録を行う。詳細は、別途、掲示で周知する。

13. その他

- (1) 楽器、現金等の貴重品は、各自が責任をもって管理し、盗難防止につとめること。特に学生証やキャッシュカードは悪用される恐れがあるので、十分注意すること。
- (2) 教室、レッスン室、練習室等に許可なく私物を置かないこと。許可なく置かれた物については、紛失等があつても、大学では一切責任を負わないで注意すること。
- (3) 学内においては、火気の無断使用を厳禁とする。喫煙は定められた場所で行い、火の元には十分注意すること。
 - ・タバコの投げ捨ては、厳禁。
 - ・指定された喫煙場所以外は禁煙。
- (4) 本学には駐車スペースがないので、学内への車両乗り入れは、原則として禁止とする。楽器の搬送等、やむを得ない状況により車両乗り入れをする場合は、事前に所定の申請書類に必要事項を記入し、届け出て許可を得ること。
- (5) 学内での練習は、近隣住民の迷惑にならないように、練習時間を厳守すること。また、窓を開けたままでの練習は、絶対に行わないこと。
- (6) アパート、マンション住まいの学生は、楽器演奏の音などで、居住者、近隣住民の迷惑にならないよう注意すること。
- (7) キャッチ商法、マルチ商法等のいわゆる悪徳商法、インチキ商法には十分注意すること。電話や街頭での巧みな勧誘等にのることなく、断る時はきっぱりと断ること。また、安易に署名・捺印等をしないこと。
- (8) 度を超した飲酒は、厳に慎むこと。
- (9) 大麻・マリファナ等の薬物には、絶対に手を出さないこと。
- (10) その他、学生支援課発行の「学生便覧」に、よく目を通すこと。

○ 展示について

千住校地の屋内外で展示やパフォーマンスを行う場合には、千住校地事務室との打ち合わせが必要である。

○ 毎年4月に行われる定期健康診断を必ず受診すること。

○ 千住校地の自動販売機（飲物）設置場所

1階第1講義室隣の階段脇

○ 奏楽堂演奏会への入場

教職員、学生は、入場整理券が必要。大学ホームページの演奏会情報及び演奏芸術センター事務室に照会すること。

○ 千住校地の医務室

応急処置一般・健康相談 週一回 不定期

XIV. 音楽学部（大学院音楽研究科を含む）開設授業公欠の承認基準

制 定 昭和59年11月8日
最近改正 平成24年12月13日

(趣旨)

第1条 この基準は学生（大学院学生を含む。）が授業を欠席する場合において、特別の事由により公欠する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 公欠とは、特別の事由により音楽学部（以下「学部」という。）が認めた公の授業欠席をいう。

(特別の事由)

第3条 前条に定める特別の事由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 忌引（父母：7日間、兄弟姉妹及び祖父母：3日間）
- (2) 教育実習（期間中及び実習のための打合せ）及び介護体験
- (3) 芸大定期演奏会に参加する出演者（演奏会及びゲネプロ当日）
- (4) その他学部教授会が認めた特別事由

(承認手続)

第4条 前条に定める特別事由に該当する場合は、学部教授会の承認があったものとみなす。但し、第3号及び第4号に該当する場合は、個別に学部教授会の承認を得なければならない。

第5条 特別の事由に該当して授業を欠席する場合は、当該学生が別に定める欠席届を原則として事前に当該科目の担当教員に提出しなければならない。

(公欠の例外)

第6条 特別の事由に該当する場合でも、欠席しようとする授業が集中講義科目のときは、公欠として認めない。

(公欠の処理)

第7条 公欠をした場合、当該公欠の授業時数（回数）は、当該科目の総授業時数に算入しない。

(実施細則)

第8条 この基準に定めるもののほか、公欠の取扱いに関し必要な事項は、学部教授会の定めるところによる。

XV. 東京藝術大学学則（抄）

制 定 昭和25年3月10日
最近改正 平成25年1月24日

第1章 総則

第1節 通則

（趣 旨）

第1条 この学則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）に基づき設立される国立大学法人東京藝術大学及びその法人によって設置される東京藝術大学の目的、組織、修業年限、教育課程その他の学生の修学等に関し必要な事項を定めるものとする。

（総 称）

第2条 前条に規定する国立大学法人東京藝術大学及び東京藝術大学は総称して東京藝術大学という。

2 前項において総称する東京藝術大学は、諸規則の名称及び別段の定めのあるものを除き、東京藝術大学の諸規則において「本学」という。

（事務所の所在地）

第3条 本学は、主たる事務所を東京都台東区上野公園12番8号に置く。

（目 的）

第4条 本学は、広く芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門芸術の技能、理論及び応用の教授並びに研究を目的とする。

（点検・評価）

第5条 本学は、その教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検・評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 第1項の点検・評価については、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

4 前3項の点検・評価に関し必要な事項については、別に定める。

第2節 教育研究組織等

（学 部）

第6条 本学に、次の学部を置く。

美術学部

音楽学部

2 学部に次の学科を置く。

音楽学部 作曲科

声楽科

器楽科

指揮科

邦楽科

楽理科

音楽環境創造科

第7条～第47条（略）

(修業年限)

第48条 修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第49条 学生は、6年を超えて在学することはできない。

(在学期間の特例)

第50条 本学に3年以上在学した者が、卒業の要件として本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第48条の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

(入学定員及び収容定員)

第51条 学生の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

学部名	学科名	入学定員	収容定員
音楽学部	作曲科	15	60
	声楽科	54	216
	器楽科	98	392
	指揮科	2	8
	邦楽科	25	100
	楽理科	23	92
	音楽環境創造科	20	80
計		237	948

第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第52条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第53条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第54条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 開学記念日 10月4日
- (4) 春季、夏季及び冬期休業日

2 前項第4号の休業日は別に定める。

第55条 学長は、必要があると認めるときは、前条第1項の休業日を変更することができる。

（注）休業期間は、毎年度変更されるので、当該年度の学事暦で確認すること。

(臨時の休業日)

第56条 第54条に定める休業日のほかに臨時の休業は、学長がその都度定める。

2 前項の休業の中、授業の都合により3日以内の休業は、学部長が定めることができる。

第3節 入学、休学、復学、退学、転学、留学及び除籍

(入学等の許可)

第57条 入学、休学、復学、退学、転学及び留学は、当該学部教授会の議を経て、学長が許可する。

(入学の時期)

第58条 入学（編入学及び再入学を含む。）の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の

区分に従い、学生を入学させることができる。

第59条～第62条（略）

（入学手続）

第63条 選抜試験に合格した者は、指定の期日までに誓約書及びその他本学の指定する書式に必要事項を記入の上、提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。ただし、第101条の規定により入学料の免除又は微収猶予の許可を受けようとする者については、入学料免除申請書又は入学料微収猶予申請書の受理をもって、入学手続上入学料の納付に代えることができる。

（入学許可）

第64条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第65条 編入学及び再入学の場合の入学願書、入学手続及び入学許可については、第62条から前条までの規定を準用する。

（保証人）

第66条 誓約書に連署の連帯保証人（入学者が、未成年のときは法定代理人とする。）は、本人在学中の一切のことについて責任を負わなければならない。

第67条 連帯保証人が、住所及び身上に異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

第68条 連帯保証人が死亡し、若しくは資格を失ったときは、すみやかに新しい保証人を設けて届け出なければならない。

（欠席）

第69条 病気その他の理由により欠席しようとする者は、その期間及び理由を届け出なければならない。病気のため1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添えなければならない。

（休学）

第70条 病気その他の理由により引き続き2ヶ月以上欠席しようとする者は、所定の手続を経て休学することができる。病気のため休学するときは、医師の診断書を添えなければならない。

第71条 病気その他の理由で、修学が不適当と認められる者は、当該学部教授会の議を経て学長が、休学させることができる。

（休学期間）

第72条 休学の期間は、1年以内とする。

2 特別な理由があるときは、許可を得て更に1年を限り休学を延長することができる。ただし、通算して2年を超えることはできない。

3 休学の期間は、第49条に規定する在学年限に算入しない。

（復学）

第73条 休学期間にその理由が消滅したときは、医師の診断書又は理由書を添えて復学願を提出し、許可を得て復学することができる。

（退学及び転学）

第74条 退学又は他の大学へ転学を希望する者は、その理由書を添えて願い出なければならない。

（留学）

第75条 留学を希望する者は、その理由書を添えて願い出なければならない。

2 留学した期間は在学年限に加え、第86条第2項の規定を準用する。ただし、休学して外国で学修する場合を除くものとする。

（除籍）

第76条 次に掲げる各号の一に該当する者は、当該学部教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 在学年限を超えた者

- (2) 2年の休学期間を経過した者
- (3) 授業料を滞納し督促をうけても納入しない者
- (4) 行方不明の者
- (5) 入学料の免除又は徴収猶予を申請し、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除若しくは徴収猶予の許可の告知を受け、所定の期日までに入学料を納付しない者

第4節 教育課程、履修、単位の認定及び授与

(教育課程の編成方法)

第77条 各学部又は学科は第4条に定める教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、専門の技能及び理論を教授するとともに幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養できるような教育課程を編成するものとする。

2 教育課程は、各学科の専攻に係る授業科目を必修科目、選択科目に分けて開設するものとし、必要に応じて自由科目を設けることができる。

(履修)

第78条 各学部は、前条に定める教育課程の編成方法に基づき学部規則、履修規程を別に定めるものとする。

2 学生は前項の学部規則、履修規程の定めるところにより、所定の課程を履修しなければならない。

第79条 卒業に必要な授業科目及び単位数は、各学部の履修規程に定めるものとする。

(単位の計算方法)

第80条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別表に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技の授業については、30時間から45時間までの範囲で別表に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、個人指導による実技の授業については、各学部が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

第81条 卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、各学部において、単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第82条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目的授業期間)

第83条 各授業科目的授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(単位の授与)

第84条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第81条に定める授業科目については、各学部の定める適切な方法により単位を与えることができる。

(授業の方法)

第85条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
(他の大学又は短期大学における授業科目的履修)

第86条 本学が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより学生に他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
3 前2項の規定に関し必要な事項は、各学部規則及び履修規程において別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第87条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、各学部の別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第88条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、各学部の別に定めるところにより、本学入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学入学後の本学における授業科目の履修とみなし、各学部の別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数については、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについて、第86条第2項及び第87条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(遠隔授業により修得することができる単位数)

第89条 第85条第2項の授業の方法により修得することができる単位数は60単位を超えないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、124単位を超える単位数を卒業の要件としている学科においては、第85条第1項の授業方法により64単位以上を修得しているときは60単位を超えることができる。

第5節 教職課程

(教育職員免許状)

第90条 教育職員免許状を取得しようとする者のため、教科及び教職に関する授業科目を開設する。

2 前項の授業科目及び履修方法については、別に定める。

3 教育職員免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりとする。

表 (略)

第6節 卒業及び学位

(卒業及び学位)

第91条 大学に4年以上（第50条の在学期間の特例を適用する場合は、3年以上）在学し、各学部規則に定める単位を修得した者については、各学部教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して学士の学位を授与する。

3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 賞罰

(表 彰)

第92条 学生に対して表彰に倣する行為があったとき、学長が、表彰することがある。

(懲 戒)

第93条 学生に対して次の各号の一に該当する者あるときは、学長又は学部長が、これを懲戒するものとする。

- (1) 性行不良の者
- (2) 学力劣等の者
- (3) 正當の理由なく出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第94条 懲戒は退学、停学及び訓告とし、退学及び停学にあっては、当該学部教授会及び教育研究評議会の議を経

て学長が行い、訓告にあっては、当該学部教授会の議を経て学部長が行うものとする。

第95条～第99条（略）

第5章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

（検定料等）

第100条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則（以下「費用規則」という。）の定めるところによる。

2 科目等履修生、特別聴講学生及び委託生の検定料、入学料及び授業料の額は、費用規則の定めるところによる。
（入学料の免除及び徵収猶予）

第101条 特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるときは、入学する者の願い出により入学料の全額又は半額を免除することができる。

2 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき又はその他特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるときは、入学する者の願い出により入学料の全額又は半額を徵収猶予することができる。

3 入学料の免除及び徵収猶予に関し必要な事項は、別に定める。
（授業料の納付）

第102条 授業料は、次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、納付する者から申出があった場合には、前期分徵収の際、後期分も併せて納入することができる。

前期 年額の2分の1（納入期限4月30日まで）

後期 年額の2分の1（納入期限10月31日まで）

（授業料の徵収猶予）

第103条 特別な事情があって、前条により難い場合は、別に定めるところにより、授業料の徵収猶予又は月割分納を許可することができる。

第104条 前条の徵収猶予又は月割分納をうけようとする者は、所定の期日までに詳細な理由書を提出し、学長の許可を得なければならない。

（授業料等の免除）

第105条 特別な事情により授業料及び寄宿料（以下「授業料等」という。）の納付が困難であると認められるときは、その者の願い出により授業料等の全部又は一部を免除することができる。

2 授業料等の免除に関し必要な事項は、別に定める。
（休学期間中の授業料免除）

第106条 休学の場合の授業料は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料を免除する。ただし、納付済の分は還付しない。

（復学後の授業料）

第107条 授業料の納入期から6か月までの間に復学した場合、次の算式により算定した授業料額をその復学の際徵収し、その後における授業料納入期からは毎期分の授業料を徵収する。

$$\text{授業料} \times \frac{\text{復学当月から次の授業料納入期の前月までの月数}}{12}$$

（退学又は除籍の場合の授業料等）

第108条 退学又は除籍の場合においても、その者が在学していた期までの授業料を徵収する。ただし、第76条第3号66及び第4号に該当し、除籍された者は、未納の授業料及び寄宿料を免除することができる。

第109条 授業料の徵収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を願い出たときは、月割計算により退学の翌月以降の授業料を免除することができる。

(停学期間中の授業料)

第110条 停学期間中の授業料は、徴収する。

第111条 (略)

(授業料等の還付)

第112条 納入済の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、還付しない。ただし、授業料については、入学を許可するときに納付した者が、入学年度の前年度末日までに入学を辞退した場合は、この限りでない。また、前期分授業料納入の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分授業料に相当する額を還付する。

第113条～第116条 (略)

XVI. 東京藝術大学音楽学部規則

改 正 昭和36年6月26日
最近改正 平成25年12月19日

第1章 総則

(趣 旨)

第1条 東京藝術大学音楽学部（以下「本学部」という。）の目的、教育課程の編成、学生の履修方法、卒業の要件等に関し必要な事項は、東京藝術大学学則に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(目 的)

第2条 本学部は、音楽についての深い学識と高い技術を授け、音楽の各分野における創造、表現、研究に必要な優れた能力を養い、社会的要請に応える人材を育成することを目的とする。

(構 成)

第3条 本学部の学科及専攻は、別紙のとおりとする。

(所 属)

第4条 学生の所属する科は指揮科への転科を除き、入学時において決定し、その変更は許可しない。

2 指揮科への転科は、教授会の議を経て学長が許可するものとする。

第5条 指揮科への転科は、邦楽科を除く各科に2年在学し、所定の単位を取得した者の中から選考するものとする。

2 前項の選考は、試験により行うものとする。

第2章 教育課程及び履修等

(教育課程等)

第6条 本学部における教育課程の授業科目、単位数及びその履修方法は、東京藝術大学音楽学部履修規程（以下「履修規程」という。）で定める。

2 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める科目的単位を修得しなければならない。

3 学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法に定める科目的単位を修得しなければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

第7条 学則第88条に規定する入学前の既修得単位の認定については、履修規程の定めるところにより、教授会の議を経て、本学部における授業科目的履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

(授業科目等)

第8条 授業科目、授業時間割及び担当教員は、学年の始めに公示する。ただし、臨時講義等についてはその都度公示する。

(履修登録)

第9条 学生は、所定の手続によって履修科目の申告を行い、担当教員の承認を得なければならない。

(履修登録単位数の上限設定)

第10条 学生が1年間に履修登録することができる単位数は、44単位を上限とする。ただし、教職に関する科目、学芸員資格に関する科目及び単位互換制度により他大学等で修得した認定単位を除く。

2 前項の規定に関わらず、3年を超えて在学している学生については、上限を定めない。

(修了試験)

第11条 各科目の修了試験は、学期末又は学年末に行うものとする。ただし、学期又は学年の中途において授業が完結するとき、又は臨時講義等にあっては、その都度これを行うことがある。

(修了試験の受験資格)

第12条 修了試験は、その科目的授業時数の3分の2以上出席した者が受けることができる。

(追 試 験)

第13条 前条の受験資格があつて次の各号に掲げる事由により試験を受けることができない者は、当該試験日から1

週間以内に追試験願にその証明書をそえて、学部長に提出し、その許可を得て受験することができる。

- (1) 病気及び怪我の場合（医師の診断書）
- (2) 事故の場合（所轄の官署が発行する事故証明書）
- (3) 親族（配偶者、父母、兄弟姉妹及祖父母に限る。）の死亡による忌引きの場合（事実を確認出来る書類）
- (4) 教育実習（期間中及び実習のための打合せ）及び介護体験を行う場合
- (5) その他、学部長がやむを得ないと認めた場合

2 追試験の成績は、当該者の得点から10%を減じたものを評価の対象とする。

（卒業試験）

第14条 卒業試験は、次のとおりとする。

- (1) 作曲科は、作品試験とする。
- (2) 声楽科、器楽科、指揮科及び邦楽科は演奏試験とする。

（卒業試験の受験資格）

第15条 卒業試験は、卒業に3年をこえて在学したもので、所定の単位の3分の2以上を取得した者が受けことができる。ただし、第20条に規定する早期卒業に関しては、この限りでない。

（卒業作品、卒業論文の提出）

第16条 卒業作品又は卒業論文は所定の日までに学部長に提出しなければならない。

（成績評価基準等）

第17条 成績評価基準は別表2のとおりとし、各授業における授業の方法及び計画並びに成績評価の方法に関しては、授業計画書等により学年の始めに公表する。

（単位の認定方法等）

第18条 単位の認定は、前条に規定する成績評価基準に基づき、試験の成績等により、授業担当教員が行う。

2 成績の評価は、秀・優・良・可及び不可の評語をもって表し、可以上を合格とし、不可は不合格とする。

（卒業要件）

第19条 本学部の卒業するためには、本学部履修規程の定めるところにより、124単位以上を修得しなければならない。

（早期卒業）

第20条 本学部に3年以上在学し、前条に定める単位を優秀な成績をもって修得した場合には、本人の申請に基づき、教授会の議を経て卒業を認定することができる。

2 本学部における早期卒業の認定基準については、別に定め、公表する。

第3章 演奏

（出 演）

第21条 学生は本学の演奏会又は本学が特に指定した演奏会に出演を命じられたときは、これに出演しなければならない。

（懲 戒）

第22条 前条の規定に違反した者は、学則第93条及び第94条の規定により懲戒することがある。

第4章 楽器使用

（楽器の借り受け等）

第23条 学生は学修のため、特に必要があると認められるときは、本学所有の楽器を借り受けることができる。

2 前項により楽器を借り受けようとする者は、所定の借用証を提出し、学部長の許可を得なければならない。

第24条 前条により借り受けた楽器は、これを転貸してはならない。又返還を命じられたときは、直ちにこれを返還しなければならない。

第25条 借り受けた楽器を毀損した場合は、直ちにこれを返還し、本学の指示に従い修理しなければならない。又亡失若しくは修理不能のときは、本学の指示に従い弁償しなければならない。

(楽器の使用)

第26条 学生は学部長の許可を得て、指定の時間に限り本学部備品のピアノ、オルガン等を使用することができる。

別表1 (第3条関係)

作曲科	
声楽科	
器 樂 科	ピアノ専攻
	オルガン専攻
	弦楽専攻
	管打楽専攻
	古楽専攻
指揮科	
邦 樂 科	三味線音楽専攻
	邦楽囃子専攻
	日本舞踊専攻
	箏曲
	山田流箏曲専攻
	生田流箏曲専攻
	尺八専攻
	能楽専攻
能楽囃子専攻	
雅楽専攻	
楽理科	
音楽環境創造科	

別表2 (第17条関係)

評価基準			
秀	100～95	As	5
優	94～80	A	4
良	79～60	B	3
可	59～50	C	2
不可	49以下	D	1

- 1) 学科試験は100点法による。
- 2) 実技試験は100点法以外の評価基準とする。
- 3) 出席不良等によって評点できない場合は「失格」とする。

XII. 東京藝術大学音楽学部早期卒業内規

制 定 平成20年3月27日

(趣 旨)

第1条 この内規は、東京藝術大学学則第50条及び東京藝術大学音楽学部規則第20条の規定に基づき、東京藝術大学音楽学部（以下「本学部」という。）における早期卒業に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象学生)

第2条 早期卒業の対象となる学生は、本学部に3年以上在学し、卒業の要件として本学部が定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者とする。

(早期卒業希望者の認定)

第3条 早期卒業を希望する者（以下「早期卒業希望者」という。）は、2年次末において、音楽学部長にその旨を申し出るものとする。

2 前項の早期卒業希望者は、次の各号に掲げる要件を満たしていかなければならない。

- (1) 卒業に要する単位80単位以上を修得していること。
- (2) 教養科目16単位及び外国語科目8単位以上を修得していること。
- (3) すべての修得科目（入学前の既修得単位認定科目を含む。）の成績評価のうち、「優」以上が90%以上であり、「可」が含まれないこと。
- (4) 早期卒業の意志及び理由が明確であること。

3 音楽学部長は、第1項の規定による申出があったときは、教授会において前項に基づく審査を経て適格の認定をしなければならない。

(修学指導)

第4条 前条第3項の規定に基づき適格の認定を受けた早期卒業希望者の授業計画等に当たっては、指導教員の指導により行うこととする。

(卒業の要件)

第5条 早期卒業するためには、次の各号に掲げる要件を満たしていかなければならない。

- (1) 卒業に要する単位124単位以上を修得していること。
- (2) すべての修得科目（入学前の既修得単位認定科目を含む。）の成績評価のうち、「優」以上が90%以上であり、「可」が含まれないこと。

2 教授会は、前項の要件について審査を行うこととする。

(卒業の時期)

第6条 早期卒業の時期は、3年次の3月とする。

(教育実習)

第7条 早期卒業希望者に対して、教育職員免許状取得のための科目的履修に関しては、当面の間、特別措置は行わないこととする。

(雑 則)

第8条 この内規に定めるもののほか、早期卒業に関し必要な事項は、教授会において別に定める。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学生から適用する。

XII. 東京藝術大学音楽学部履修規程

制 定 昭和46年2月23日
最近改正 平成23年12月8日

第1条 東京藝術大学音楽学部（以下「本学部」という。）における教育課程等（教職課程及び学芸員課程を含む）については、東京藝術大学学則及び東京藝術大学音楽学部規則に定めるものほか、この規定に定めるところによる。

第2条 本学部における教育課程表は、別表のとおりとする。

第3条 学生は、卒業の要件とする授業科目の履修に際しては、学生の所属する学科、課程又は専攻の指導教員の指導により、所定の必修科目、選択科目及び自由科目を履修するものとする。

第4条 学生は、前条に規定された授業科目のほかに、本学部内において開設する科目を、また本学他学部、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター、芸術情報センター及び単位互換制度により他大学の科目を履修することができる。

2 前項の科目を履修しようとするときは、あらかじめ当該科目担当教員の承認を受けなければならない。

別表（教育課程（カリキュラム）修得単位年次表）省略	本冊子「VII」(21ページ～42ページ) を参照のこと
（教職課程修得単位表）省略	本冊子「VIII」(43ページ～52ページ) ツ
（博物館学課程〈学芸員資格〉修得単位表）省略	本冊子「IX」(52ページ～53ページ) ツ

XIX. 東京藝術大学音楽学部における演奏活動に関する著作隣接権等の取扱要項

制 定 平成24年2月28日

(目 的)

第1条 この要項は、東京藝術大学音楽学部及び東京藝術大学演奏芸術センター（以下「学部等」という。）において、研究・教育目的で行われる演奏活動と、その記録・保存・公開に関わる著作隣接権等の取扱について基本的な事項を定め、もって学術活動の成果の社会的活用を図るとともに、我が国における音楽芸術の振興に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「演奏作品」とは、構成員が学部等の主催する公演会（練習・ワークショップその他の企画事業を含む。）において演奏（歌唱その他の実演を含む。）を行った作品をいう。
- (2) 「構成員」とは、学部等に所属している全ての者（職員、学生等の身分及び特任、客員等の呼称は問わない。）をいう。
- (3) 「著作隣接権等」とは、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第89条第1項に規定する実演家の著作隣接権その他記録・保存・公開に関わる肖像権等の権利を含む。

(著作隣接権等の帰属)

第3条 演奏作品の著作隣接権等は、別途合意のない限り、学部等との関係ではその演奏を行った構成員個人（以下「著作隣接権者」という。）に帰属する。

(利用許諾)

第4条 著作隣接権者は、その演奏作品について、学部等に対し次の各号に掲げる利用を将来にわたって無償で許諾するものとする。

- (1) 演奏作品の記録に必要な録音・録画
- (2) 演奏作品の保存に必要なCD-ROM等デジタルメディアやサーバへの複製
- (3) 構成員、構成員であった者、共同事業者、その他学外研究者等のうち正規の手続を経て学部等に依頼を行った者への、無償での配布・ストリーミング配信
- (4) 本学ホームページや印刷物等における広報利用
- (5) その他学部等において必要とする利用

(楽曲著作権等の取扱)

第5条 演奏に用いられる楽曲に著作権が存在する場合又は楽譜の貸与契約が必要な場合には、当該演奏活動の責任者たる構成員が適切な契約処理を行う。構成員は、その実演が第三者の著作権その他の権利を侵害しないよう、十全の配慮を行うものとする。

(音楽事務所等との関係)

第6条 構成員が、音楽事務所・レコード会社等との間で著作隣接権等の取扱を含む契約等を個別に行っている場合には、その旨を学部等に報告するとともに、この要項を含む本学諸規則及び関係法令に基づき必要な処理を行うものとする。

(退職・卒業後の取扱)

第7条 構成員が退職、卒業、修了又は退学した場合においても、在職又は在籍中に行われた演奏に関する著作隣接権等の取扱については、この要項の定めるところにより行うものとする。

(事 務)

第8条 この要項に関わる事務は、学部等事務部が行う。

(例外の取扱)

第9条 記録保存された演奏作品について、第4条第3号、第4号又は第5号を適用することが適當でないと著作隣接権者が判断した場合、その旨を音楽学部長に申出ができる。

2 前項の申出があった場合、音楽学部長は著作隣接権者と協議のうえ、別に取扱うことができる。

(そ の 他)

第10条 この要項に定めるもののほか、演奏作品の取扱に関し必要な事項は、音楽学部長が別に定める。